

淀川水系流域委員会

第 17 回委員会（拡大委員会）

議事録

（確定版）

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会長）

塚本委員（委員会・淀川部会）

日 時：平成 15 年 1 月 24 日（金）14：00～17：25

場 所：国立京都国際会館 アネックスホール

庶務（三菱総合研究所 新田）

定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第 17 回委員会を開催いたします。

司会進行は庶務を務めさせていただきます三菱総合研究所関西研究センターの新田です。よろしくお願いたします。

それでは、審議に入る前に幾つかの確認をお願いいたします。

委員の座席についてですが、拡大委員会ということで部会専任の委員の方もおいで頂いています。前方には委員長と 3 部会長にお座り頂いておまして、一般席から見て左側前方に委員会の専任の委員の方、その横に淀川部会の委員の方、右側の前方に琵琶湖部会、その横に猪名川部会というような配置でお並び頂いています。

続きまして配付資料の確認をさせていただきます。

「発言にあたってのお願い」、「議事次第」、資料 1 が前回委員会からの状況で「委員会および各部会、WG の状況（中間とりまとめ以降）」、資料 2 - 1 は「提言（案）とりまとめの経緯と今後の予定」、A4 横の資料です。資料 2 - 2 は「提言（030117 版）に対する委員からの反対・補充意見」です。これは 1 月 22 日までに頂きました、1 月 17 日に確定しました提言に対する反対及び補充意見を取りまとめたものです。資料 3 - 1 - 1 は「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）の訂正について」、A4 横の一枚紙です。

それから、本日お持ち頂くようお願いしています資料が資料 3 - 1 - 2 で、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」です。こちらの方は委員の方々には既にお配りしていますので本日お持ち頂くようお願いしている資料です。一般の方々には資料としておつけしています。委員の方々でお手元にない方は、庶務の方におっしゃって頂ければ配付させていただきます。

それから、資料 3 - 2 も題名は同じですが、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 1 稿）」です。パワーポイントの 2 画面を 1 枚にした資料をおつけします。こちらはカラーですので委員の方々にはカラーコピーを、一般の方々には白黒をということでご容赦願います。なおカラー版につきましては受付でご覧頂ければと思います。

資料 3 - 3 は「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第 1 稿）に関する意見聴取について」です。河川管理者からのご提供で、こちらは A4 縦の資料 3 となっております。資料 4 は「原案審議の進め方と体制について」で、こちらは今後の原案の審議の体制及び各テーマ別部会のテーマに関する委員からのご意見をおつけした資料です。資料 5 が「1 月～3 月の委員会、部会、運営会議の日程について」です。また、参考資料 1 で「委員および一般からのご意見」をおつけしています。

委員席には参考としてこれまでに出示された提言案や委員からのご意見、提言関係の資料のファイルをまとめたものを 1 テーブルに 1 冊の割合で置いています。また、現状説明等の資料もファイルとして置いていますので、適宜ご覧頂ければと思います。また、本日から過去の議事録については両わきのいすの上に置いていますので、もし必要な場合にはご覧頂ければと思います。

次に、前回の委員会から今回の委員会までに寄せられました一般の方々からのご意見について簡単にご報告させていただきます。時間の関係で全ては詳細にご紹介できませんが、後ほど

審議の参考としてご覧頂ければと思います。参考資料の 1 をご覧頂きたいと思います。1 月 15 日から 22 日の間、前回の委員会が 1 月 17 日でしたので、期間が短いので、全部で 4 件の方々からの意見が寄せられています。ダムについてのご意見と、或いは河川整備計画等に関するご意見が寄せられています。詳細につきましては参考資料の 1 をご覧頂ければと思います。

本日は、後ほど一般傍聴の方々にも発言を頂く時間を設ける予定となっています。その際に黄色い「発言にあたってのお願い」をご一読の上、簡潔にご発言の方をよろしく願いたいします。

また、議事録を作成いたしますので、委員の方々、河川管理者の方々においても、恐れ入りますが、発言の際には必ず冒頭にお名前を頂くようによろしく願いたいします。本日は拡大委員会ということで非常に委員の方が多くなっています。正確な議事録をとるためにも必ず冒頭でお名前を頂くよう、よろしく願いたいします。意見交換で発言をされる際には必ず大きな声で手を上げてお声をかけて頂きますよう、よろしく願いたいします。進行の方から見やすいような形で発言の挙手をよろしく願いたいします。

本日の予定としましては、午後 5 時を委員会の終了とさせて頂きたいと思います。ご協力のほど、よろしく願いたいします。

それでは審議に移りたいと思います。芦田委員長、よろしく願いたいします。なお、本日のマイクは緑色のボタンを押すと発言ができるようになっていますので、お気をつけ頂くよう、よろしく願います。

芦田委員長（委員会）

お寒い中、第 17 回委員会にご出席頂きましてありがとうございます。

1 月 17 日に提言を作成しまして、国土交通省に提出いたしました。皆さまに大変ご苦労頂きました。この席を借りて厚く御礼申し上げます。今日は原案の説明資料ということで国土交通省から説明があります。それについての質疑応答が主なテーマです。それから、今後、原案をどのように審議していくか、その体制についてご相談頂きたいと思います。よろしく願いたいします。

それでは、議事次第に従いまして進めたいと思います。委員会、各部会からの状況報告ですが、資料 1 に記載しておりますとおりで、説明は省略します。次に 2 番目、提言に関する報告ですが、これは資料 2 - 1 と資料 2 - 2 をご覧頂きたいと思います。先ほど言いましたように、1 月 17 日に提言を確定いたしまして国土交通省の方に提出したわけですが、その後、提言についての委員の反対意見や補充意見を提出頂きまして、今日も整理してきております。庶務からご報告をお願いしたいと思います。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

[省略：資料 2 - 1 の説明]

芦田委員長(委員会)

反対意見、補充意見、たくさん出して頂いているわけですが、反対意見、補充意見は提言と一体として取り扱おうということで提言につけておきます。

出して頂いた意見は、反対意見、補充意見と整理しておりますが、この中には文章の修正に対する意見も若干あり、そういうものについてはご本人とご相談の上でつけないしたいと思います。文章を細かく見ていきますと、直した方がよいところがあるわけですが、誤解を与える、或いは間違っているところ以外は、すでに提言として出してありますのでそのままにしたいと思うのです。反対意見や補充意見につきましては、できるだけ出して頂いた人の意見を尊重してその通りにつけたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。そういう取り扱いでさせて頂きたいと思います。

それでは、河川管理者からの説明と質疑応答に入りたいと思います。資料3-1から3-3です。説明した頂いた後、質疑応答をするわけですが、十分意を尽くさない面がたくさんあると思いますから、河川管理者に委員の方から直接質問を出して頂いて、それについて次の委員会で答えて頂くというようにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、河川管理者の方からご説明をお願いいたします。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

資料3-2「河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」に沿って説明をさせて頂きたいと思います。資料3-1-1で正誤表をつけていますが、この他にも少し訂正はあるかと思いますが、第2稿になる段階において修正していきたいと考えています。

それでは、パワーポイントを使って第1稿の説明をさせて頂きます。最初に説明資料の構成からご説明させて頂きます。「はじめに」「河川整備の基本的な考え方」というのが頭にありまして、その後「現状の課題」「河川整備の方針」「具体の整備内容」というのが3段書きで書いています。「はじめに」と「河川整備の基本的な方」だけは最初の方に書いてありますが、その後に「計画策定」「河川環境」「治水・防災」「利水」「利用」「ダム」という形で、項目別に書いています。

それぞれの項目について、計画策定は全体そのものに関わるものですが、河川環境のパーツについて淀川から猪名川まで具体の整備の内容ということでは書いてあるところです。同じように「治水・防災」についても、順次、河川ごとに具体的な整備の内容まで書いてあるということです。ですから、ある1カ所の場所、地先でとってみますと、例えば、治水の方で堤防強化、並びに高規格堤防というのが書いてあって、高水敷でしたら高水敷の利用の見直しがあって、環境の方では水位・水量のパートのところで水位変動が書いてあり、なおかつ河川形状のところでは高水敷の切り下げが書いてあるというような形で、地先ごとに書いてあるわけではないという説明資料のスタイルになっています。

「はじめに」の内容の説明なのですが、河川管理者がこれから流域委員会のご意見と関係住民のご意見と関係地方自治体のご意見等を伺って河川整備計画という形にしていくわけですが、説明資料においても、具体的内容で実施と検討・見直しという形になっているということです。

ですから、河川整備計画ができ上がった時に、実施と検討・見直しというものがあるということです。それは実施のものが今後 20～30 年間の中で、例えば 5 年くらいでできるものもあれば 20 年くらいかかるものもあります。検討・見直しのものについても、すぐに検討、見直しができるものとしばらくかかるものがあり、すぐできるものについて実施の段階になった時にまた改めて河川整備計画を策定するということです。その時点では新規に実施するものがいきなりと出てくる可能性もありますし、また新規に検討項目として出てくるものもあるということです。それがまた検討なら検討してやっていくというのを順々繰り返すということです。ですから、河川整備計画の改訂版を出す時に、もう 1 回地方公共団体、住民、流域委員会のご意見を聞いた上で、次の河川整備計画になっていくという段取りで繰り返していくという形です。現時点では最初の河川整備計画の原案の話をしているということで説明資料を見て頂けたらと思います。

次に実際の淀川水系の概観です。大阪湾があって淀川があるわけですが、1 つには低平地で人口が密集しています。木津川という支川があり、岩倉峡があって上野盆地があります。桂川ですと保津峡があり亀岡盆地があるということで、上流の盆地にも人口、資産が集中しているということです。猪名川においても銀橋狭窄部と多田盆地があります。もちろん上流には琵琶湖があります。模式的にこのような形で書いていますが、これが淀川流域の特徴なのではないかということです。いわゆる連続堤防に守られた低平地があり、人家も非常に堤防に隣接する形で建っておりますし、高いところだと 3 階建てと同じくらい、或いはそれ以上の堤防があるところもあるということです。そのような下流の低平地では、非常に被害ポテンシャルが高く、資産が密集しているということです。

また同時に上流でも、上野盆地ですが、岩倉峡があり、ここが狭窄部とになってますので、浸水被害が見られているというところなんです。次も同じように保津峡ですが、JR 亀岡駅が浸かっている写真がありますが、こういった被害が出ているということです。次も同じように猪名川の銀橋で、非常に資産が上流においても集中している状況です。

琵琶湖では多様な固有種を有する豊かな生態系が形成されており、流域の生活、経済発展を支えるために、琵琶湖の水が利用されています。こちらに利水区域を出していますが、流域及び流域外も含めて、琵琶湖、淀川の水が補給を行っているという状況の中で琵琶湖の水位変動をさせているわけです。これが琵琶湖の環境変化要因の 1 つになっているということであろうかと思えます。

その 1 つの例が、これも提言でもご指摘頂いているところでありますが、琵琶湖の洗堰の操作が始まって以降の平均的な水位がグラフの赤線でその前が緑線でした。これは治水のために 6 月 15 日からマイナス 20cm、またその後マイナス 30cm という形で低い水位に抑えるという操作をやっているわけですが、そういった意味では従来の形とは変わった水位変化になっているという状況です。

次に、急激な社会変化と河川整備ということで 3 項目を書いています。急激な社会変化に伴って水資源開発の整備をしてきたということです。こちらに整備されている水資源開発施設を書いています。また、同様に洪水対策のために河川整備を実施してきたということで、洗堰をつくるなり、宇治川をつけ加えるなり、新淀川をつくることといった河川整備を実施

してきたということです。これは猪名川上流の状況です。一庫大路次川と猪名川の合流点ですが、昭和30年代はこんな感じでしたが、平成13年はこのような状況だということで、流域が非常に開発されているということが相まって、河川の環境や生態系に影響を及ぼしているということが言えると思っています。

同じように安全で快適で豊かに暮らすために、我々は水循環系に影響を与えてきたということがあります。自由奔放な川の流れを改変したという意味では、新淀川の開削自体が改変だと思えます。また、同じように川の中ですが低水路を整備したと言いますか、そういう形での流路の固定が川の流れを改変してきた例として挙げられるかと思えます。

次、これは野洲川の石部頭首工ですが、農業用水に利用するという形で取水施設をつくって水を利用しているというのも、当然、水循環系を変えているひとつの例と言えるかと思えます。また、都市流域において住宅なりアスファルト舗装なりで地表が変わることによって流出形態が変わっているというのも、水循環系の改変の1つであろうかと思えます。

また、利用の方では、沿川の市街化と人口の増加がグラウンド等のスポーツ施設の整備を求めて河川敷に依存してきたということです。これは当然、市街化等からそういった状況になってきたわけでありましたが、これが河川の環境や生態系に影響を与えるということで、幾つか写真を載せています。

今回の提言では、治水、利水を中心とした河川整備から河川や湖沼の環境保全と回復を重視した河川整備へと変わっておりますが、河川環境に対する影響の修復を図るということなのだろうと思えます。河川整備計画の中では、課題として、環境、治水、利水、利用というものがある中で、河川管理者が川の中でだけで対応してきたというのが今までの形かと思えますが、それが基本的に限界だということで、これからは流域内のあらゆる関係機関と連携協力してやっていくという形にしていくべきではないかということです。

それぞれの項目について書いていますが、「洪水・防災」では、ハード、ソフト両面にわたって浸水被害の頻度と深刻さの軽減という施策をやっていくということです。それともう1つは冒頭で申し上げたように、非常に上流地域でも資産が集中していますので、狭窄部下流の安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図るということです。これは提言の中でも、狭窄部を開削することについての記述がありますが、下流の安全度を損なわないで上流の安全度を上げるということが1つのテーマであろうかと思っています。

そういった関係機関の連携なり何なりということ、既存の計画にとらわれずに柔軟に見直していくということが順応的な管理の話になるかと思っております。そのことを反映して、治水、防災ならこういうこと、なおかつ利水であると水需要予測を見直す中で、既存の水資源開発施設の運用なり、新規施設の内容の見直しというのが出てくるだろうと思われま。さらにとすることで、利水者、河川管理者、関係自治体の協力の中で水需要の抑制をしていくということ、これを第1稿でも書かせて頂いております。もう1つは環境に対しては影響を真摯に受け止め回復を図ることが大きなテーマであろうかと思えます。それを再度書かせて頂いております。

利用については、「河川環境の保全を基本とした利用の促進」と「河川環境を損なう利用の是正」というのが2つの柱になっております。当然、利用者の理解を得ながら、こうい

た大きな 2 本の柱についてやっていくということかと思えます。

次は、計画策定の項です。今回の計画の対象範囲となりますのが、いわゆる私どもの直轄で管理している部分ということです。この図で言いますと、黒線で表示されているところになります。河川整備計画の対象範囲は 20 年から 30 年ということです。そういったことをやっていくにあたっては計画の進捗なり見直しを行うということです。冒頭の「はじめに」のところで紹介しましたが、そういった意味では流域委員会の継続という形もあるのではないかと、具体的に項目というところに書かせて頂いております。

河川整備計画の作成にあたりまして、提言でも関係団体、自治体、他省庁との連携、或いは住民との連携・協働ということを言われておりますが、それについても記載しております。1 つは住民活動団体や地域に密着した組織との連携で、お互いの責任、役割分担の確認ということと情報の収集と提供というのがありますが、提言でも言われておりますように、河川レンジャーといったものを試行してみようと考えています。また、そのレンジャーの活動拠点として、当面は既往施設の活用というのがあるのではないかと、説明資料の具体の整備内容の欄に書かせて頂いております。

もう 1 つは自治体、或いは他省庁との連携の話になるわけですが、当然、連携をしていかなければならないという話であります。その過程の中において、どういったことがあったのかを一般に広く公開するというようなことを提言の方で言われております。私どもはあまりこういったことを広く公開というようなことは今までなかったかと思っておりますが、そういったことの努力をしていきたいと考えております。

ここからの説明は、提言を受けて具体的な河川整備をどうするのかについてです。まず、河川環境からです。提言で河川環境回復のためにということで、河川の縦断、横断方向の連続性の回復、土砂供給の回復、或いは高水敷の切り下げ、移行帯の保全・修復というようなことが挙げられており、これをどう具体化していくのかを説明資料で書いています。まず現状の認識から説明させていただきます。

河川形状という項目を 1 つ設けています。昔は川は緩やかに蛇行していたのですが、低水路を固定するような形で直線化してきました。それは断面的に見ますと、画面にありますように昔は黄色の波線のような断面でしたが、洪水を早く海に流すという防災の観点から必要だったということで流路を固定しました。その結果、この図は冠水範囲の概念図ですが、1974 年当時というのは、かなり広い範囲にわたって冠水が年に数回ありましたが、1998 年では、年間を通じて、冠水範囲が狭まっているということがあろうかと思えます。

また、堰があることによって河川の縦断方向、或いは流れがここに集中しているような形で不連続性が出ているということがあります。こういったことを受けて「転換する河川整備」というタイトルをつけておりますが、河川形状の部分について、縦断、横断方向の連続性の回復ということで、「高水敷の段階的切り下げ」「水辺移行帯の保全・修復」「現存する湿地や内湖の保全」「環境改善及び復元」というような 4 項目を挙げています。例えば木津川の例ですが、こういった蛇行しつつ広い砂洲があり、瀬があり、淵があり、瀬があり、淵がありという形になっているわけですが、そういったものをできるだけ人為的な手を加えずに保全していくというのがまず 1 つあろうかと思えます。

それと、水辺移行帯ということになるのだと思いますが、ワンド・たまりの話です。これは樟葉の図ですが、こういったワンドの整備というのを試行で現在行っています。これを河川整備計画にきちっと位置付けて本格的に実施していきたいということです。一方で、芥川の合流点のところでもワンド、たまりを検討していきたいということで、「検討」としていきます。

次は堰についてですが、1つには魚類の溯上・降下に配慮してということで、構造改善を行っていきたいと思っております。第1稿の5ページ以降の右側にどの箇所をどうするのだというようなことが書いてありますが、図に落とすとこのような形で考えているということで、実地箇所と検討箇所が両方入っています。

次に、ダム、堰の操作の関係です。水位・水量の関係で、必要性という意味では、治水上の安全性の向上が必要であり、不安定なものを安定的な水利用にするための必要性があるということです。それと河川流量の確保というのがあるわけですが、こういうものと水位・水量操作の工夫により、いかに環境面での修復を図っていくかということであろうかと思えます。これは先ほどもお見せした図ですが、6月以降のいわゆる出水期において洪水のために水位を下けているという状況です。図の赤線が下がり過ぎているのがよくないということで、昔は緑の点線であったのが、ここの制限水位を上げるということは、当然何らかの治水対策を別途行わないと、琵琶湖沿岸の浸水被害に対して治水安全度を下げるといった状況が出てくるということになるものです。ですが、ここの水位の上げ方につきましては、昔は内湖なりも含めて浅域が非常にたくさんあったけれども、そういった部分がなくなって生態環境、生息、生育の場が狭まっていることが問題ということで指摘されているところです。ですから、そういった問題の中で、洗堰なら洗堰の水位操作について検討していかなければならないわけで、先ほど申し上げました夏期の水位を上げるという意味では治水上の問題点が非常に大きいところがあります。これはワーキングの時にもご紹介させて頂きましたが、関係者も非常に多岐にわたるといって、大きな問題であると思えます。ただ、何もしなくてよいと考えているわけではありませんので、試行も含めて検討を行うということの説明資料の方では書かせて頂いております。これが琵琶湖沿岸の湖岸環境の保全及び再生のところかと思えます。

それと、もう1つは淀川の大堰の話ですが、提言でも大堰の上流の水位変動に伴う水質改善及び生態系保全ということが書かれています。淀川大堰の水位はどうなっているかと申しますと、大堰運用開始後、低水位が上がってきている一方で最高水位も下がっているということです。これは当然、取水のために水位を確保しなければならないということで水位を上げておりますし、治水のための河道拡幅ということで、いわゆる流下能力が増えたということで最高水位が下がっているような状況があるわけです。しかし、そういった結果、水位変動がなくなっているというようなことです。操作規則で0.P+2.5mから0.P+3.3mの範囲が設けられていますが、河川環境・生態系の保全・改善のために、この範囲を使って水位変動を実施しているところでして、この試験運用を続けていくということです。

これは試験運用中の例で、流れが発生しているようなところで城北ワンドの例ですが、水環境の改善効果はあるということです。こういった改善のための試験運用を続けていきたい

と考えています。

できるだけ自然のリズムに従って弾力的に水位・水量操作をとということで提言を受けております。その意味で、「河川の自然流況を考慮した水量の検討 中小規模の洪水時における放流および手法の検討」ということです。右側に「放流方法が下流に与える影響」という図を表示させて頂いております。横軸が時間で縦軸が流量です。通常、ダムの水位が低い時に於いて、中小洪水が来た時にダムに水をため込んで赤線の一定の放流を行っているということです。この間、ダムに水をため込んでいる量が青色のハッチをかけているところです。水位が高ければ流入した分だけ放流する時もあるわけですが、水位が低い時はため込むことで、下流では同じ放流量しかないのでも水位変動や攪乱が失われているということであろうかと思えます。提言でいう環境流量の確保というのは、これをできるだけ自然のリズムに従ってということだと解釈していますが、例えば流入に対して半分は放流するというので、変動を起こす放流をさせるということです。「できるだけ自然流況に近い流量を流すことにより、下流河川に水位変動や攪乱が起きる」と書いています。半分ならどうなるかという話はまた検討しなくてはならないのですが、模式的に例えば半分にするというです。そうしますと、この青色のハッチをかけたダムにたまる量は減ります。左と右を見比べて頂ければ一目瞭然かと思えますが、ダムに貯留する量は減るという状況になります。その結果、例えばこれは室生ダムで計算してみた例ですが、グリーンの太線が今の貯水位、貯水の状況です。入ってきた部分の半分を流すとしますと、ここでは 8 月 23 日前後にダムが空っぽになるということです。ごくあたり前のことですが、ダムから自然流況に近い分だけ放流するということは、ダムにたまる部分がなくなるのでダムは空になりやすくなります。

これは利水部分の話としては、いわゆる利水安全度を低下させるという部分がありますので、その辺との調整を考えながらやっていかななくてはならないということです。私どもも今すぐこういうことができるとは申し上げにくいもので、説明資料でもこういったことの検討なり試験運用を行うということで書いています。

提言でもフラッシュ放流ということを言われていますが、フラッシュ放流もこういうことかなと考えさせて頂いているところです。洪水時の制限水位ということで、洪水に備えるために水位を下げています。これが制限水位です。その前までは当然高い水位があるわけですので、あらためて水位を落としていくことが当然必要なわけですね。この落とし方によって下流に攪乱を生じさせるということでもして、貯水位を一定の形で一気に落としていくのではなくて、ここで貯水位を急に落とすということは放流量を増やさなくてはならないということで、放流量を一気に増やして少し減らすという形で、放流量の方にアクセントをつけるということです。ですから、今まで一定量を放流していたのが一時期にどっと流すということで、その間は当然急に水位が下がっていくことになるわけですが、そういうことをしつつ制限水位に持っていくことを考えているところです。

基本的には、6 月 16 日の時点で制限水位まで下げなくてはいけないルールになっていますが、どれくらい放流量を増やせばどれくらい下流の攪乱の意味があるのかという辺りもわかかってはおりませんが、試験運用も含めて実施できるものは実施していきたいと、検討の段階ですがそういったことをやっていきたいということです。

「水位・水量」のところ、提言でも淀川大堰下流の汽水域についてのことが述べられています。ここより下流への流量が少ないということで、下流の「汽水域の生物に配慮した流量」の検討、新淀川の維持流量ということになるかと思いますが、検討していくということの説明資料でも言っております。

「水質」についてです。基本的に環境基準という目で見れば満足しているというところではありますが、これはCODですが、昔から比べればまだまだ高いということです。提言の方で、水遊びができるようなとありましたが、そういったことから考えるとまだまだということであろうかと思えます。左側の図は、琵琶湖において「近年、BODは減少傾向、CODは漸増傾向にあり乖離がある」ということです。右側は、流入の負荷がどこから来ているかということですが、工場といった点源のものと、市街地なり水田なりの面源から出てくるものがあります。点源の対策は今まで進めてきているところですが、面源の対策をしていかななくてはならないということなのです。

一方でダイオキシンなり環境ホルモンなりが検出されています。ダイオキシンにしても環境基準は満足していますが検出されています。環境ホルモンについても検出されているということ。水質事故、いわゆる油の流出とかいった形の水質事故も頻発しています。それから室生ダム为例ですが、ダム湖のアオコの発生、淡水赤潮の発生があるということなのです。

我々がどうしていくかということですが、提言の方でも環境の時代だということが書いていますが、今、水質汚濁防止連絡協議会というのがいます。ここで点源の削減なり緊急時の連絡体制の確立、水質事故対応を行ってきているわけですが、これを発展的に面源負荷も視野に入れてやっていくべきであろうということで流域水質管理協議会の設立の検討を挙げさせて頂いております。

これは正月の京都新聞からの切り抜きですが、「琵琶湖・淀川水系保全で連携」「府が5府県ネット構想」というのを出しているようです。この中で水質の向上をうたっていて、行政だけではなくて住民にもネットを広げると書いていますので、こういったものにも関連し得ると言いますが、まだ具体的な話がされているわけではありませんが、考え方としては同じではないかということなのです。

琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の中で取り組むべきものとして考えておりますのが、流域内の監視体制の強化と流入総負荷量管理、このメカニズムを考えるなり面源負荷の抑制方法を考えなくてはいけないということがあります。それと住民参加ですね。面的な話ですので皆さまと一緒にやっていかななくてはならないということから、積極的な住民参加を促そうということ。それと、これは従前もあるわけですが、水質事故対策の強化をしていくということ。これらのことを、水質管理協議会(仮称)を設立してやっていくことを考えていくべきではないかと考えています。

先ほど現状のところダム湖の水質の話が出ました。選択取水という方法で下流にきれいな水を流すという方法があります。ですから、既にこれをやっているところは当然やりますし、選択取水がつかないところにはつけることを検討していきたいと考えています。

右側の図も同じです。曝気です。深層に空気を入れてダム湖の中を攪乱させるということですが、この結果DOが40%未満のところ減少していると、改善の効果があるというよう

な例です。これについても、当然あるところについてはやっていきたいですし、まだそういう施設がないダムについては検討していきたいということです。

ダムによる流砂の遮断についても提言の中で言われているところです。図には高山ダムの堆砂状況がありますが、連続性の確保をそれぞれのダムで検討していきたいということです。1つにはバイパスによる迂回ということで、洪水時に砂流部を中心に、ダム湖の中に入れずに上流から下流に流すということです。或いは、ダム自体から、土砂フラッシュとっていますが、洪水の時に砂も一緒に下流に流します。或いは、ダム湖の上流に貯砂ダムというようなものを設けて、ここで大きな粒径のものを堆砂させて土砂を取って、ダンプ等で運搬して下に運んでいくといった形で、人為的に連続性を回復するというようなことがあろうかと思えます。

もちろんこういったものにつきましても、下流のどこに砂を置くか、どういったところに貯砂ダムをやるのかを当然いろいろ考えていかなければならないわけですが、土砂の連続性確保の方策としてはそういうものが考えられるので、当然それぞれのダムについてそれぞれが置かれている特性が変わりますから、一概にこうだとはいえないわけですが、対策を検討していくということです。

これまでの物理環境、水位・水量・土砂の改変の結果、生態系に影響が出てきているわけで、具体的には「水辺移行帯の減少」「瀬と淵の減少」「水位変動の減少」といった影響が出てきているわけです。生態系に対しては、まず我々は「モニタリングの実施及び生態系の評価」「生息・生育環境の保全及び再生の実施、検討」ということがありますが、基本的には、今まで申し上げました物理環境の変化で生態系の生育環境の保全・再生をしていくということです。

その中で留意点は、在来種が減っている、或いは外来種が増えているということがあり、その対策もしていかななくてはならないと思います。特に外来種につきましては、「自治体の条例制定に向けた調整・協議」と書いていますが、条例制定も視野に入れてこういうことをやっていく必要があるということなのです。

「河川環境」の最後の方、説明資料 10 ページに書いてあるところですが、「景観」についてです。木津川の流れ橋ですとか三栖閘門、渡月橋と、景観のよいものがあるわけですが、いろいろな河川工事をする時に、当然河川管理者以外の事業者も含めて、アセスメントを実施するなり、アセスメント実施の指導をするなりということも挙げています。

それと右側の図ですが、工事中においても「濁水対策」であるとか「振動・騒音対策」に配慮した工事をするということです。事前・事後の調査も行い、河川環境における工事中の配慮事項ということです。その辺を説明資料の方では 10 ページに書かせて頂いております。以上が「河川環境」についてです。

続きまして「治水・防災」です。提言には「超過洪水・自然環境を考慮した治水」とありまして、その例といたしまして、できるだけ破堤しないように、或いは破堤しても被害が軽微なようにということです。それを受けて、「破堤による被害の回避を究極的な目標とし、そのための施策に最優先で取り組む」というスタンスで考えています。

それから、提言では「地域特性に応じた治水安全度の確保」と、狭窄部の開削はできるだ

け避けるとあります。それを受けまして、基本的には狭窄部を開削しないことを基本に考えるわけですが、そうしますと当然、「狭窄部上流の浸水被害、琵琶湖沿岸の浸水被害等の軽減に向けた整備」をしなくてはならないということで、狭窄部上流については別途対策が必要だということになるかと思えます。

今回の河川整備計画の説明資料の中では、こういった破堤の被害の回避に最優先で取り組むことと、狭窄部上流、つまり上野盆地、亀岡盆地、多田盆地ということになりますが、その浸水被害と琵琶湖沿岸の浸水被害という 2 本立てで優先的に取り組むということになるかと思えます。結果といたしまして、「それ以外の事業については、継続中のものであっても、堤防強化等の進捗等を勘案し、その実施時期の検討をする」という形のものになります。その完成間近なものについては今のまま実施するとか例外的な話は当然あるわけですが、基本的な考え方としては、破堤の回避に最優先で取り組むのと、保障的な意味合いで狭窄部上流の浸水被害対策を進めるということで、それ以外のものについては実施時期の検討になるということです。

「治水・防災」の中身につきましては説明資料の 11 ページの真ん中の欄以降にずっと続いています。構成といたしましては、「(1) 破堤による被害の回避・軽減 1」情報の提供、伝達システムの整備等 2」被害ポテンシャル低減対策 3」堤防強化対策」と書いています。それと「(2) 浸水被害の軽減 1」狭窄部上流の浸水被害の解消 2」琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減 3」無堤地区等の浸水被害の軽減」ということを書いています。それぞれの項目に沿って、資料がありますので説明させていただきます。

「情報の提供、伝達システムの整備等」につきましては、いわゆるソフト対策ということであろうかと思えますが、こういった情報提供の実例です。IT 時代に即した情報提供を様々な形でやっていきたいと考えています。

「被害ポテンシャルの低減対策」ですが、これは当然流域の外のことも含めた話になりますので、住民ですとか施設管理者の協力、連携が必要になってくる項目です。その項目といたしましては、「避難誘導等」「土地利用誘導」があります。この 2 つは、いわば破堤なり何らかが起きた時にどうやっていくかということで、もう 1 つの「下流への流量増大の抑制対策」としては、要は下流の流量を増大させれば下流の危険度は上がるわけですから、下流への流量増大の抑制対策というのがあるかと思えます。

避難誘導や土地利用誘導は地域と連携してと、いわゆる河川区域外の話が非常に多くなってくるので、「沿川自治体より構成する『洪水被害ポテンシャル低減方策協議会（仮称）を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民等が連携し被害ポテンシャルの軽減を図る』、その中での検討項目として挙げているのが、こういった組織をつくってこういった項目について検討していきたいということです。

例えば、私どものサイドからアプローチできることを中心にいたしますと、避難誘導という意味ではハザードマップ作成支援があらうかと思えます。

土地利用誘導という意味では、都市計画等との関係が強くなってきますので、まさに自治体との連携がキーになってくるわけですが、「浸水想定区域を公表」することで土地利用に対する情報を提供していくということがあるかと思えます。

それと、流域内保水機能・貯留機能の強化という例としては、猪名川でやっておりますが、校庭での貯留とか調整池を設置する等があると思います。

もう1つ、被害ポテンシャル低減対策ということで、下流に流す水の量を減らすということについて言いますと、排水機場からどんどん水を流すことによって下流で水位が上がってしまって下流の破堤となってしまいます。いわゆる東海豪雨の時に問題になった例ですが、バランスの問題と言いますか、上流から排水ポンプで水量を下流に増やしますと、下流で破堤の危険度が非常に増すということで、河川流量の増加抑制を図るためのルール、排水機場の運転について調整を図るルールを決めていくということをやっています。これは説明資料の方では、「維持管理等」の「(3)許可工作物」の方に書いていますが、内容としては被害ポテンシャルの低減ということであろうかと思えます。

災害があった時に被害を少なくするというのと、災害の危険性を減らすという両方で被害ポテンシャル低減対策ということを書いておりますが、もう一方で、具体的な施設整備の方として、「堤防強化対策」が破堤による被害の回避・軽減として1つの大きな項目であると思えます。破堤を回避しようと思いますと、高規格堤防を建設しない限り破堤回避は無理なわけです。当然全川をスーパー堤防にしていくというのは無理ですので、応急的な対応として、堤防強化をしていく必要があるかということです。説明資料では13ページから始まっております、右側の具体的なところでは、この箇所に相当するものがずらっと書いてあります。

全川を高規格堤防に、スーパー堤防にするのが1つの理想なわけで、それをしていきたいということです。但し、全部やることはできませんので、当面どういったところを重点にやるかという時に、いわゆる浪花氾濫域と言いますか、大阪湾の大和川と淀川の区域におけるスーパー堤防の整備、当然、スーパー堤防はまちづくりと一体となって調整していかなければならないということになりますので、できることからやるという形になると思えますが、そういった形でスーパー堤防の整備を推進していくのが1つ大きなものとしています。

一方で、堤防強化については、20~30年という期間の中でどここの場所で行うかということになるわけですが、考え方としては、被害ポテンシャルが大きいところ、堤防の破堤の危険性が大きいところということで優先順位を評価していくということであろうかと思えます。段階的に被害ポテンシャルは大きくなっていきますし、破堤の危険性もだんだん大きく、様々なランクがあるということでして、一概に整理するわけにはいかないのです。昭和28年9月台風13号の2倍の降雨の時の、堤防の危険区域を整理するとこういう形になります。この中にも段階があります。ですから、4、5年でどこを整備するのかとなるとこの図が分類されるということです。右の図では、被害ポテンシャルの評価も当然いろいろあるわけですが、最大の項目が人家連担であろうということで、人家連担をしているところを出しているということです。こういった被害ポテンシャル部分の検討と堤防の危険度の部分から、20~30年間でやっていくところということで書いております。この表を細分化していくと当面5年の整備としてどこをやるかというのが出てくるということです。

「対策箇所の優先度」で整理しますと、堤脚人家連担しているかどうか、破堤の危険性が高いか低いかということで書いています。そうやって優先度を決めていくということです。

今の堤防強化のところにつきましては構成材料等で当然大分違ってまいりますので、そこは十分な調査、詳細検討が必要なところです。

それと、今度は「浸水被害の軽減」です。狭窄部を基本的に開削しないという中で「狭窄部上流(亀岡盆地、上野盆地、多田盆地)の浸水被害の解消」をしていかなければならないということです。「保津峡、岩倉橋、銀橋は下流堤防の破堤危険性を増大させるため、当面開削を実施しない」ということで、下流とのバランスを考えますと「既往最大規模の浸水被害の解消を図」らなければならぬと考えています。

具体的には、保津峡上流の亀岡盆地では上流に日吉ダムがあります。「日吉ダムの治水機能強化検討」ということです。岩倉峡上流の上野盆地ですと「上野遊水地事業の継続実施」「流域内貯留施設等の検討」、銀橋上流の多田盆地ですと「一庫ダムの治水機能強化検討」を考える必要があるということです。

琵琶湖沿岸ですが、琵琶湖は淀川に比べてゆっくりと水位が上がってくるということです。この時間差を利用して、琵琶湖においては、淀川洪水の時には洗堰を閉めるという形をとって、淀川の水位が低下してきてから、洗堰をあけてどんどん水を流すということです。洗堰から下流の流下能力を上げていくことが後期放流ということで必要になってくるころです。「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」のためには、琵琶湖後期放流に対応するために、瀬田川下流や天ヶ瀬ダムを含めた、いわゆる下まで全川通してになりますが、後期放流のための流下能力アップということがあろうかと思えます。

無堤地区等の浸水被害の軽減でして、基本的には無堤地区に堤防をつくと下流に流す量が増えますので、無堤地区はさわらないというのが基本的に考えているところです。ただ、猪名川の川西・池田地区ですが、この区間だけ無堤のまま残っているというようなところがあります。用地の問題等で残っているわけですが、基本的に築堤しないといっても、ここだけ整備しないというのなかなか理解しがたいということでありまして、こういったところについては無堤地区等の対策を行っていくということを説明資料で書いています。

高潮対策です。これは阪神西大阪線のところですが、低いところがあります。ここは高潮の時にどうするかというと防潮扉で閉めているということでありまして。当然ここを閉めれば列車は走れなくなりますし、ここから堤内地に水があふればとんでもないことになるわけで、かさ上げをしていかなければならないということになります。鉄道橋を全部上げるのでおおむね600億円の費用がかかります。そういった意味で、「堤防強化との優先度を十分に判断し、実施時期検討」ということで、最初に申し上げました堤防強化を優先はやっていきたいと思えますので、ここについては実施時期の検討ということを書いていきます。

「地震」ですが、地震についての対策として4項目挙げています。まずは「堤防の耐震補強対策」をやっていくということです。それと、地震時に船で輸送すること、或いは河川敷を使うことが輸送機能として非常に有効だったということで、水上交通なり緊急河川敷道路、堤外の道路ですが、その対策があります。「緊急用河川敷道路」は図の黒の部分ができおりまして、残る区間はほんの僅かということで実施していきたいということです。同じように、舟運、船の観点からも「船着場」が整備されていますが、残り2カ所についても整備したいということです。

「津波」対策ですが、南海地震津波をシミュレーションしますと、堤防は越えないのですが高水敷には水が押し寄せてきます。当然、樋門をあけっ放しにしておけば堤内に来ますので、そういった意味で水門なり陸閘の迅速な操作ということが必要であろうということと、高水敷利用者への情報提供が必要だという、避難なりソフト対策が必要であろうということとであります。

「維持管理」です。「(1) 出水対策(2) 河川管理施設の機能保持(3) 許可工作物(4) 河川区域の管理」ということで挙げさせて頂いています。現状の課題としては、「施設の増加と操作員の高齢化等・河川管理施設老朽化・樹木の繁茂と堆積土砂・不法投棄の増大」があります。水門なり樋門の操作員が高齢化しているということも含めて、こういった集中管理体制なり遠隔操作なりをして、あくまでも二重化ということであろうかと思いますが、二重化をしていかなければならないと思っております。これは護岸なり樋門内部の老朽化の状況で、こういったことに対する対策もしていかなければならないということです。

それと「除草」も出水期前に基本的に実施していくということです。この時に除草したものは再資源化をしていく、その継続実施を挙げています。河川管理施設の中にはいろいろな歴史的な構造物があります。三栖閘門でしたら、今度の世界水フォーラムに向けて整備しているところです。あと、毛馬の閘門と洗堰、或いは南郷洗堰といった歴史工作物の保全ということも必要だと思います。「許可工作物」ですが、利用されていない施設がありますので、この撤去を指導していきたいということで挙げています。「河川区域内の管理」ということで「樹木の伐採」について書いています。要は河川ごとに、これは淀川では一応試行的に基準があるわけですが、河川ごとに伐採の考え方を定めていこうということです。河川内の堆積土砂ですが、これは樋門の外のところ。局所的にかなり堆積しているところがあります。こういうところの適正な管理ということで堆積土砂を取るということをしていきます。それと河川区域内の安全利用のために坂路、手すり等の整備をしていくということです。不法投棄ですが、不法投棄の状況を上の絵で書いていますが、市民と連携して不法投棄対策をしていきたいということです。

次は「利水」です。利水の現状といたしまして、「淀川の水の恩恵」を頂いているということで、「水資源開発による水利用の安定化」「淀川の水が約 1600 万人の暮らしを支える」「高度経済成長を支える」ということがありました。ただ、「上水道の需要増加率の鈍化」「工業用水道の取水量減少」「農業用水の水利用実態が変化」しているという状況の変化があるということです。

もう一つは気候的なもので、「近年の小雨化傾向により渇水が頻発」ということで、右側に図を出しておりますが、最近 10 年間くらいですと、青い線の 1,815mm が年平均降水量となっております。それに比べて昔は平均的にも降雨量が多かったという状況があります。最近少ない場合が多いというのが渇水の頻発のもとになっているものです。

「水資源の有効活用に向けて」とテーマを掲げておりますが、まずは「水需要の抑制」ということで「水需要の精査確認」。これは水需要の原単位がどうなっているか、フレームがどうかということが、長期計画との整合性をとられ、将来はどうなっているかということから水需要が出てき、そこから河川依存量がどの程度かということになっていくわけです。こ

ういった流れで出てくる水需要についてきちっと精査確認するということと、情報公開について調整していきたいということで書いています。

提言には水利用管理協議会というのがありますが、おそらくこれにあたるのではないかと考えているのですが、従来は渇水時のみ渇水調整会議を開催していたわけですが、それを平常時から、利水者・関係自治体・河川管理者が一緒になって連携してやっていく中で、いろいろな「水需要の抑制施策」を考える、「渇水時の円滑な調整」をしていくということであろうかと思えます。

説明資料第 1 稿の 22 ページに書いていますが、今は水需要の精査確認のことをさせて頂いています。工業用水についてはある程度余裕量があるのではないかとわかっていて、そういった意味で、いわゆる用途間転用を進めていこうということです。淀川では例がないのですが、これを今回の河川整備計画においてやっていきたいと思えます。用途間転用の考え方としては、「利水者が、保有する必要がないと判断した水源は、一定の考え方に基づき、他の用途に転用」と。渇水時の危機管理ですとか将来の水需要といったことについては、利水者がどう考えるかというのがまずあるかと思えます。「一定の考え方」について、ご理解頂きたいのは、供給できる水量というのは雨によって変わってくるということです。同じ水資源開発施設があった場合、雨が多ければ供給できる可能量というのは多い、雨が少なければ供給できる可能量は少ないということで、同じ水資源開発施設であっても雨の降り方によって変わってきます。ですから、過去において、雨が深い時に計画している供給可能量は、現在それだけの実力がないということがあろうかと思えます。

これは現状の水資源開発施設全部で雨をずっと降らせてシミュレーションしたところ、グラフにあるようにでこぼこがある状況です。当然雨が深い時はたくさん供給できますし、雨が少ない時には供給できないという状況です。計画で言っている水量を確保できないところが非常に多く出てきたということです。いわゆる利水安全度というものを勘案しながら転用を進めていきたいということです。

具体的な例ですが、こういった水量の変化があって、既存水源として計画上の数値でこれだけ水量があるというところがありますと、最近の降雨量から施設の実力を評価するとこれくらいになるということが想定されます。ここからまた、例えば平成 13 年と同じ水需要ということを想定すると、ここから上の部分については転用可能だという考え方で転用を進めたいと思えます。ですから、このラインについて、この一番下の直近をとるのか、10 年くらいのところで最大をとるのかという辺りの話があります。それによって転用可能量というのが変化していくということです。水源の安定性を確保しつつ転用を進めていくことを考えています。

ですから、左の図で「大阪臨海工業用水道：解散に向けて検討調整中」と書いていますが、こういったところが解散すれば、既存水源のうち、川へ返すべきもの以外は他のところに転用できるということになるかと思えます。

但し、おおざっぱに絵を書いているのですが、兵庫や大阪の利水というのは、淀川の下流部の近いところから取水しているので転用というのは比較的簡単なわけですが、大阪で取水していたのを三重で取水するようにするのはなかなか難しいところがあり、当然地形上、地勢上

からの制約があります。下流部同士だとある程度融通がきくのですが、上流と下流の融通はなかなか難しい状況になるということです。

工業用水の水利権の見直しと用途間転用の調整についてはある程度精査確認する中で出てきたところですのでご説明させて頂きましたが、農業用水につきましても、まずその実態把握と許可水利への切りかえの促進ということをやっけていこうと考えております。それと、提言でも言われていますけど、この場合、地域の水環境に関する要望への配慮が必要であるうかと思えます。

そういったことを勘案して、既存の水資源開発施設の有効活用と今後の利水にあたって、第一に既存の水資源開発施設の有効活用ということを考えるということです。その中で再配分なり、いろいろな試行なり何なりが出てくるかと考えております。

次に、利用です。まず水面の利用についてですが、淀川においては歴史的なもの、或いはダム湖の利用も含めている利用されているということです。例えば水上オートバイの利用が淀川大堰の辺りを中心に非常に多いわけですが、無秩序な利用が増加しているということで国土交通省、地方自治体、警察等からなる協議会で利用区域の検討を行いまして、今、暫定的に一津屋地区を利用区域ということで定めております。水面の秩序ある利用のために今までの水面利用協議会という組織を使って自主ルールをつくる、法的規制を実施・検討するというものをしていきたいということです。

同時に、例えば瀬田川ですと、水辺利用者協議会というようなものを設置して、その中で既存棧橋や係留施設の集約・共有化についての協議をしていきたいということです。一方で、河川環境の保全を基本とした利用と言いますが、カヌーや手漕ぎボート等は利用が図れるようにというようなことでして、その利用のためにこういった横断構造物の改善等を検討していきたいということです。

次に、河川敷です。提言でも『川でなければできない利用』、『川に活かされた利用』を重視」と記述されておりますが、実態は公園・緑地の利用、或いは運動場の利用が多い。その中で、河川敷のうち淀川河川公園は非常に多くの方が利用されています。一方で、ここで見られるように、グラウンド等人工的な施設の整備によって生態系が分断されているという状況があります。提言において『川でなければできない利用』、『川に活かされた利用』を重視」とありますのでそれを踏まえてという形になりますけど、基本的には、私どもの基本方針の中にも、ここ20~30年という中で、河川敷以外で利用できる施設、つまりグラウンド等スポーツ施設は縮小を基本と考えております。ただ、皆さまもご存じのことと思いますが、自治体、住民等のグラウンドに対する要望というのは非常に強い状況ですので、河川利用委員会というようなものを河川ごと、地域ごとにつくりまして、ここの中に学識経験者、沿川自治体、地元住民等に入って頂き、そこでこういったものについて占用許可していくかというのを検討していきたいということです。

実は、説明資料の中には淀川河川公園のところの項目がありません。これは、淀川河川公園を具体的にどうするかについて公園部局との調整がとれておりませんので記述しておりません。

河川敷の違法行為です。いわゆる工作物等や違法耕作ですが、こういったものについて年

度ごとに是正計画を立てて実施していきたいと考えております。こういった違法工作物に対しては今までやってきてはいるわけですが、どうしてもイタチごっこのな色彩が強かったので、ここを計画的にやっていきたいと考えております。

それと、ホームレス対策ですが、関係省庁、自治体と連携を図って対応していきたいと考えております。また、迷惑行為といったものについても、これは啓発ということになるかと思えますけど、年度ごとに啓発活動実施計画を立ててやっていくということで考えております。

次に、舟運です。淀川は京都・大阪を結ぶ大動脈ですが、鉄道網の整備により衰退してまいりました。しかし、近年、沿川自治体や民間企業等からいろいろ要望が出てきております。そういった中で、航路の確保ですとか、施設の整備について検討していくということです。船着き場の整備、枚方までの航路維持、また、その先の 3 川合流までの航路の確保については検討段階だと思えますが、そういったことがあります。あとは、閘門の設置。淀川大堰については閘門設置ですし、毛馬の閘門等の既設の閘門については運用の手法を検討していくということで挙げております。

最後に、ダム関連です。まず、既設ダムです。既設ダムについては今まで河川環境や治水のところまで言ってきたことですが、その中であまり触れてなかったことについて説明させていただきます。1 つは、「下流に急激な水位低下が生じないダム運用操作の実施」ということです。これは水位管理ワーキングの中で教えて頂いた話ですが、洪水後期の増水後の操作として急に水をとめるために魚類の逃げ遅れがあるということで、その辺についてはそういった急激な水位低下が生じないダム運用操作をしていくということです。

それと、「魚類等の溯上・降下に配慮した構造改善の検討」ということです。これは青野ダムの魚道の例です。高さが 29m のダムです。魚道に限らず、いろいろなことを考えていかなければならないわけですが、例えばこういった魚道についても検討していくことになるかと思えます。しかし、非常に高低差がありますので、どれだけの効果があるのかということと、どれだけの費用がかかるのかということも含めて検討していかなければならないとしています。もう 1 つは裸地です。こういった裸地について、法面の緑化の検討をしていくということです。

それと、計画中と言いますか、既存のダム以外のダムです。まず、今現在建設中の 5 ダムの他に新たに調査や計画をするダムはありません。また、現在建設中のものについては計画の内容を見直すということを説明資料に書かせて頂いております。説明資料の 27 ページの「4.6.3 各ダムの整備の方針」のところに書いておりますのは、計画を立てるにあたっての配慮事項ということになるかと思えます。

見直しの視点として書かせて頂いております。1 点目は前提のようなことですが、当然見直しにあたって住民の社会的合意を得ていく必要があるということです。そして、関係団体、自治体、他省庁との連携を図る。また、当然この流域委員会の中でも意見を聞くという形になるかと思えます。

また、見直しの方針・姿勢ということですが、「治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である」と書いております。こう

いった基本的な認識の中で、「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する」と、私どもの姿勢としてはこのように示させて頂いております。今回の提言では、環境、治水、利水の理念の転換を言われております。そういった意味では、現在見直し作業を覚悟してやっているというところです。

その中で、「淀川水系の特性に鑑み、次の事項について留意する」ということを説明資料の方で書かせて頂いております。その説明ですが、「琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響」ということで、河川環境のところでも説明しましたが、水資源との関係も含めてここに留意していくということです。それと「狭窄部等の開削は当面実施しないことによる狭窄部上流部の当面の浸水被害軽減」ということで、既存のダムを有効利用していきます。そういった既存のダムの有効利用を第一に考えた中で、その下の「近年頻発している渇水に対する安全度の確保」を踏まえて「既存ダム群の再編成」を考えているということです。

例えば保津峡ですと、亀岡盆地があって、その上に日吉ダムがあります。岩倉峡ですと、上野盆地があって、その上に川上ダムがあります。それと、銀橋狭窄部の上流には多田盆地があって、一庫ダムがあります。一庫ダムとか日吉ダムといった既存の施設の有効利用をまず考えていくということを視点として掲げさせて頂いております。

こういう視点で計画を見直して、見直した後、流域委員会でご説明して、ご議論頂けるようにしていきたいと思っております。

資料の説明は以上ですが、お手元に資料 3 - 3「意見聴取について」をお配りしております。右肩に平成 14 年 1 月 24 日とありますが、これは 15 年 1 月 24 日の間違いです。地方自治体や関係住民に対して、この説明資料の説明をどうやっていくかということについての資料を出させて頂いております。

まず 1 点目といたしまして、「地方自治体への説明、並びに意見聴取」ですが、地方自治体への説明を既に開始させて頂いております。この対象は 118 市町村になるわけですが、2 ページに、まだ日程が決まってないところもありますが、ざっとご説明をしたところ、これから説明するところを掲げさせて頂いております。2 点目は「関係住民への説明、並びに意見聴取の試行(案)」ですが、資料 3 - 3 の 3 ページから 5 ページにありますように、まずは説明資料をホームページで見られるとともに、私どもの出張所等でも閲覧できるような形をとっております。また、6 ページ、7 ページをご覧頂きますと、これは淀川の例ですが、このようなスケジュールで淀川工事管内の沿川住民の方を対象に説明会を実施する予定です。あわせて、こういったことをやるということを広く地域住民の方々に周知して、説明会を実施していきたいと考えております。それから、8 ページから 10 ページにはホームページへの掲載状況を書いております。ホームページでも意見を募集するわけですが、委員会への説明とともにこういう説明会をして、沿川自治体からも意見を頂きますし、当然沿川の住民の方々からも意見を頂くというようなことを、言うなれば 3 本立てと言いますか、そういうことでやっていきたいと考えております。

以上です。

芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。

10分くらい休憩した後、説明に対するご質問、ご討議をお願いしたいと思います。15時50分から再開しますのでよろしくをお願いします。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それでは、休憩に入りたいと思います。時間になりましたら席の方にお戻り頂くよう、お願いいたします。

[休憩 15:40~15:50]

芦田委員長(委員会)

それでは、時間がまいりましたので再開したいと思います。

河川管理者から説明資料の第1稿を説明して頂きました。膨大な資料でしたが、審議はこれから行っていくとして、本日は先ほどの説明についてわからなかった点を質問して頂きたいと思います。よろしくをお願いします。

畑委員(猪名川部会)

村井調査官のご説明の中で、これからの河川整備について述べられたわけですが、資料3-2の47ページ等で土地利用誘導についての説明が出てきております。今回の提言の中でも、河川区間ごとに安全度を明示することが重要であると記述されていますが、これに対応するものとしては、説明資料の52ページ辺りで堤防危険区域として全体的な表示をなされている部分なのかという気がいたしております。

ただ、私が考えておりますのは、もっと具体的に河川区間ごとにわかりやすく、統計的或いは確率的に、また平均的に何年に1度は破堤の危険性があるのだということを書いておかなければ、洪水の輪廻や連鎖を防ぐことができないのではないかと思います。

実際、沿川が開発されるとますます被害が大きくなるような区域、また河川への流出量が増える危険のある地区に関しては、特にそういった情報を明示して頂きたいと思います。先ほどもゴルフ禁止というような看板の映像がありましたが、無粋なデザインは改善の余地があるとしても、これから住もうとする人とか、そこに開発の手を伸ばそうとする人々が十分にその危険性を認識できるような形で示して頂くことが大事ではないかと思っております。ハザードマップのような全体的な表示はいろいろな形で提供されるのですが、住民の目に触れても、実感としてその危険性を十分には理解できません。全体的な様子はわかるのですが、実際に自分が住んでいるところの危険性に関しては一般的な表示ではなかなか理解して頂けないのではないかと考えております。その点についてどうお考えなのか、もう少し詳しくご説明頂きたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

1つは、この説明資料(第1稿)の被害ポテンシャルの低減対策の中で、低減方策協議会というようなものを設けて土地利用誘導も含めて検討して頂くということを書かせて頂いております。また、さきほどの説明の中でもハザードマップの話を出させて頂きました。

今私どもが提供できるものとして、この資料3-2で言うと、48ページの浸水想定区域という形で公表させて頂いておりました、それをもとに自治体でハザードマップをつくるというような形になるわけですが、この過程においては非常にいろいろなケースがあります。浸水想定区域図にいたしましても浸水する可能性がある区域を示しているわけですが、必ずしも淀川の左岸と右岸が同じように浸水するということを言っているわけではありません。そういったことについては、当然自治体と協力しながら自治体の方でハザードマップを作成するということになると思います。また、ハザードマップという意味では、資料3-2でお見せしました浸水想定区域図ですと全川の話になってしまうのですが、市町村単位でのハザードマップには避難場所まで書いて頂くことになるかと思っております。そういう意味では大分身近なものになるのではないかと思います。或いは、身近なものにしていかなければならないのではないかと思います。

それと、堤防の方ですが、先ほど申し上げましたように今後20年、30年で堤防強化がどれだけできるかというのはまさにやり方と予算に絡んでくる話です。資料3-2の52ページの堤防危険区域の図のように、淀川の多くの箇所が赤線になっていますが、もっと詳細な調査も含めて、5年間というスパンならばどこを整備するのかといった話の中で整理していかなくてはならないと思っております。

畑委員(猪名川部会)

それに関しまして、提言の4-11ページでは「各河川区間における破堤の危険度を明示する」と記載して頂いております。従来は、どこで破堤するかは全く不定であるという考え方がなされていたということなのですが、そこに示されているように、これからは科学的予測技術を適用して、十分に各区間についての安全度というのは明示できるはずで、その表現方法によっては不安を駆り立てるようなことになりかねないので、表示方法には工夫が要りますが、平均的にこれくらいの危険性があるのだということを示すことが重要であると思っております。兵庫県の河川課でも一部の河川ですが、これからはそういう方向でやっていこうという動きがあります。

それから、先ほどのハザードマップに関しましては、例えばカナダの特定河川におきましては、もっと詳しいハザードマップとして、避難方法、或いは破堤を防ぐための砂袋はどこにあるのかというようなことまで示されております。そういう具体的な情報の提供が重要でありますので、是非はっきりと住民の方々にわかるような表現をとって頂ければと希望いたしております。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

昨年の6月に、浸水想定予想区域図と一緒に堤防の危険度マップを初めて公表いたしました。しかし、まだ粗いものです。先ほどの資料3-2の47ページにありますように、これから洪水の被害ポテンシャルを低減するためには、これも我々だけではできませんので、自治体や住民の方のご理解が必要だということです。

そういう意味におきまして、自治体の方や住民の方に自分たちの地域がどのように危ないのか、或いはいざという時にどうすればよいのかということをやよりわかって頂くために、さらにきめ細かないろいろな情報をこれから出していきたいと思います。それも洪水被害ポテンシャル低減方策協議会(仮称)の場におきましても議論していきたいと思っております。

山村委員(委員会)

今の問題に関連して質問いたしますが、被害ポテンシャルの低減対策に関しましては、例えば遊水地の設置が考えられます。関東の河川では盛んに使われているということを知っております。また、河川法では、河川保全区域や河川立体区域の指定によってそれができるように考えられていると思いますが、そういう形の対策ということについては説明資料には出ていないのですが、どのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

先ほどの資料3-2の47ページの資料番号93ですが、被害ポテンシャルの低減の中身といたしまして、3つ目に流域内の保水機能、貯留機能の強化というのがあります。今、山村委員がおっしゃいましたことはこの中に含まれていると考えております。

なお、今度の国会に向けまして、河川局の方では都市河川の被害ポテンシャルを低減するための新たな法案というものも考えております。その中では、例えば公的施設の貯留施設も法的に位置付けたいというようなことを視野に入れておりますので、そういうことも含めまして被害ポテンシャル低減方策協議会の中で具体的に議論していきたいと思っております。

嘉田委員(委員会・琵琶湖部会)

過去2年ほどの議論をこのようにまとめられ、対応をとって頂いて、大変緻密な工事計画等を出して頂いたのですが、全体的なことと個別のことを2点申し上げたいのです。

全体的なこととしては、私どもが議論してくる時に、もちろん河川の工事の仕方とか、或いは生態系の具体的な保全というものはあったのですが、それ以上にいわばソフトの整備をどうするかを随分議論してきたと思います。そのソフトの整備として河川レンジャーを取り入れて頂いておりますが、その他には「既存の施設で対応」と書いてあるだけで、「ああ、水臭いなあ」と思いました。もっとソフトの整備について強調してほしかったということが1つです。

それから、その具体的な案として、今、被害ポテンシャルを下げるという議論をしているのですが、実は洪水が水害になるには、施設的な整備とあわせて、社会なり人間の組織や心理のあり方があるということは随分議論してきたと思います。情報は一方的に提供するだけ

ではなくて、それぞれの地域社会が自分たちの洪水の記憶であるとか水防組織の強化であるとか、地域社会として強化することが大事だという議論をしてきたと思います。しかし、被害ポテンシャルの説明箇所ではそういったことが抜けてしまっています。もう少し地域の側に立って頂きたいと思います。IT 的な情報と説明されたのですが、いざ洪水の時に、電気がとまりました、コンピューターがとまりました、電話が混乱していますという時には、電気なり IT に依存しないところが大事なわけです。その辺のところの説明資料では抜けているのではないかと気にしております。

ですから、ソフト面の強化を河川整備計画に入れていかなければ、絵にかいた餅になって、洪水被害が少なくなる、或いは洪水被害のポテンシャルを下げられないということになるのではないかとこのおそれがあります。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

たくさんお伺いしたい点があるのですが、最初に、質問というよりも、間違いではないかと思う点を 1 つ申し上げます。

資料 3 - 2 を頂きましたが、この 84 ページの上に河川敷利用の利用者数がグラフで上がっています。一方、資料 3 - 1 - 2 の方では、24 ページの一番左上のところに、グラウンド等の河川公園の利用者数を「年間約 520 万人もの」と書いてあります。これはミスではないかと思えます。つまり「人日」という、「日」が抜けているのではないかと思えます。

と言いますのは、資料 3 - 1 - 2 の 22 ページでは、京阪神で水の恩恵を受けている、つまり水の供給を受けている人たちは 1,400 万人と書いてあるのです。実際に対象地域に住んでいる人がこれだけいるということなのかもしれません。しかし、ここで書いてあるように書きますと、京阪神は他の地域からもたくさん人が入ってくるわけですね。そうしますと、淀川水系の水の恩恵を受けている人は随分いるわけです。観光者も多いです。そうしますと、520 万人と言いますと 1,400 万人の 3 分の 1 以上になるわけです。京阪神に住んでいる人間の 3 分の 1 以上が河川敷を使っているというようにとれるのです。ですから、これは「人日」の「日」が抜けているのではないのでしょうか。つまり、同じ人が何度でも利用しており、それが全てカウントされているのではないだろうかと思えます。このところはきちんと「日」を入れておかないと、1,400 万人が恩恵を受けているという文章と合わなくなりますので、是非「日」を入れて表現して頂きたいと思えます。平均 14,000 人 / 日と言い直しても良い訳です。ミスではないかと思うので、先に 1 つ申し上げました。

質問の方は幾つかあるのですが、その中で特に 2 つ申し上げます。

まず、利用のところですが、資料 3 - 1 - 2 では 23 ページから始まるのですが、ここでかなり詳しく挙げられています。プレジャーボート等、いろいろ挙がっていますが、漁業が抜けているのが私としては大変気になります。漁業の方は自主的にいろいろな規制を設けて河川管理をやっております。漁業者の数というのは、内水面では、例えば京都ですと、海面の漁業者、日本海側にありますが、実際はこれよりも内水面漁業者の方が多いのです。釣りをしている人たちを入れますと、これは釣り券、遊漁券というものをきちんと買ってやっている人が年間 10 万人いるのです。多い時は 15 万人いたのです。今は減りまして 10 万人です。

それ以外に遊びで釣りをする人を考えますと、大体3倍と考えたらよいですから、30万人いるということになり、利用が高いのです。河川の組合にすれば、毎年放流する魚の養殖をしなければなりません、3,500万円から一番少ないところで50万円くらい、平均しますと2,000万円以上の出費をしてやっているわけです。こういう人たちがいることを考えて頂きたいです。ですから、漁業についてももう少しとらえて頂きたいということが1つです。

もう1つは、川の土砂というとらえ方をされておりますが、川の物理的な性質として流砂というのがあります。これは流れないものと、それから水が静かになっている場合だとシルトと言われる、セメントの粉のようなものがあります。これが目に見えないのですが流れていって、川に沈積するために氾れ、藻が生えなくなり、アユの餌がなくなります。ですから、そういうシルトを除去するためには流砂が必要なのです。ですから、土砂ではなく、流砂というとらえ方を是非して頂きたいと思います。

芦田委員長(委員会)

ご意見につきましては、これから時間をかけて議論します。今日はあまり時間がないので、質問を中心をお願いしたいと思います。

倉田委員(委員会・琵琶湖部会)

はい。もう1つだけよろしいですか。

これは全体の問題として最初に申し上げておきたいのですが、資料3-1-2の目次のところをお開き頂きますと、治水・防災のところは11ページ分あります。利水が1ページ分ですね。ダムが2ページ分ありますし、利水が3ページ分。このアンバランスについて私は大変不満を持っています。

特にこのとらえ方として、産業的な利用と非産業的な利用、例えば生活関連の利用、そういうものをどうとらえるかというのを分けて整理する必要があるでしょうし、それから質と量を、先ほど人数が挙がっているようなところもありましたが、それ以外のところではあまり挙げてないのです。どれだけの量というのがあまり把握されていない、説明がないということです。この質と量というものを十分にわかるように説明をお願いしたいという点が不満ですので、お願いいたします。

有馬委員(淀川部会)

2点質問させて下さい。まず1点目ですが、河川環境の回復を図ると説明されて、いろいろの方策についても説明されましたが、淀川の将来像が見えてこないのです。河川のあちらこちらを手直しして改善していこうとしているのか、それとも、川として淀川水系をよみがえらせようとしているのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう1つは国営河川公園について、まだ話し合いができてないので、説明資料へは入れてないというお話でしたが、将来は当然書かれて出てくると考えておいてよろしいでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 河川調査官 村井)

後者について先にお話ししますと、国営河川公園について見直しを行うという状況にあるかと思しますので、それについてはまた、どういうやり方をするかということになるかもしませんが、この場で説明する段階があるかと思います。

それから、河川環境の回復をお話ですが、川としての回復を目指すというのはその通りであろうかと思います。ただ、我々が今の段階において何ができるかを考えた時、環境の部分、特に水位なり水量等のところについて「検討を行う」というところまでしか書いていないところが山ほどあります。それについてはまさに今後、検討を行って改善していきたいというところではあります。十分なものになるかということについては、どこまでが十分かも我々にもわかっておりません。また、治水なり利水なりの話とリンクしますので、その辺の状況を両方見ながらということになります。現在のところ、我々に何ができるかということを書かせて頂いているということになるかと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

補足させていただきます。将来の淀川の河川環境について、どのような姿を想定しているのかということですが、今回頂きました提言の中でも、1960年代前半頃を強く意識するが、その当時の状況を目標として想定するのは、かなり困難であると書かれております。

私どもも全く同じで、例えばいわゆる冠水頻度ですとか、ワンドの復活ということを入れておりますが、そうしたことにつきましては、1960年代前半ということ強く意識しております。しかし、将来的に1960年代の川にするとなると、それは非常に困難であると私どもも思っております。その辺については、頂きました提言と私どもの考えは同じではないかと思っております。

芦田委員長(委員会)

河川管理者の説明をお聞きになりまして、ご意見やご質問がたくさんあるかと思います。今日は時間が足りませんので、中途半端ですがこれで打ち切って、今後どういう体制で審議していくかについての意見交換に移らせて頂きたいと思っております。いずれにしても、河川管理者の説明資料に対して自分が考えていたことと違うとお感じになっていることがたくさんあると思っております。それにつきましては、十分時間をとって審議していきたいと思っております。その審議の過程で河川管理者の方にも対応して頂くとしたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、原案審議の進め方については資料4です。まず委員構成についてです。今後も拡大委員会で審議していくというのは大変ですので、審議しやすい体制をとらなければいけないと考えています。今まで部会委員と委員会委員を分けていたわけですが、部会委員も全員、委員会委員とした上で構成を考えようということ。その点についてはよろしいでしょうか。

現在の規約でも、委員の追加ができるということになっておりますので、2月1日から皆さま委員会委員として審議に参加して頂くということになると思っております。

今本委員(委員会・淀川部会)

1名だけ、ワーキンググループ専任の委員がいますが、その方はどうされますか。

芦田委員長(委員会)

今のところは、部会委員を委員会委員にするということにしたいと思います。

今本委員(委員会・淀川部会)

わかりました。

芦田委員長(委員会)

それから、今後どのような体制で検討していくかについてです。部会が淀川、猪名川、琵琶湖とあるわけですが、それはそのままということです。その他に、テーマごとに部会を設けたらどうかと考えております。本来ならば、テーマごとに分けるのは本意で、総合的に検討する必要があることは十分わかるのですが、十分時間をとって詳細に検討するということとなりますと、やはりテーマごとに分けた方がやりやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。その件について、まず皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。

テーマ別部会の位置付けですが、テーマに沿って議論を深める場として、流域別部会と同等の位置付けといたしたいと思います。会議は全て原則公開とします。流域別部会のように部会長と部会長代理を置く必要がありますが、そういうことも含めて、テーマ別部会を設けるということではいかがでしょうか。ご賛成頂けるでしょうか。

塚本委員(委員会・淀川部会)

この体制は4月に河川整備計画が策定されるまでのものでしょうか。

芦田委員長(委員会)

そう思っております。

塚本委員(委員会・淀川部会)

そうしますと、先ほど嘉田委員も言われましたように、実はこれから先、提言内容を実現するということに対しては非常にリアルなところが出てくるわけです。これは、河川だけではできないということと同時に、各行政やいろいろなところが出てこないと実現しません。もう一つは、住民状況はどうであるかということを中心に考えないと進められないのです。ですから、私が先ほど委員長に質問させてもらったのは、4月の策定までにここで河川管理者が出されたことに対しての詰め、検討ということで終わるのかどうかということで確認させて頂いたのです。

芦田委員長(委員会)

4月までに終わるかどうかについては、どうも終わりそうにもありません。もう少し延びると思います。河川整備計画策定後のフォローはまた別個、流域委員会の発展的な委員会をつくる必要があるのではないかと考えております。その段階で、また考える必要があると思います。よろしいでしょうか。

塚本委員(委員会・淀川部会)

了解いたしました。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

流域別部会とテーマ別部会というのがイメージしにくいのです。提言を作成した時がそうであったように、各部会でそのエリアを総合的に議論しながら進め、必要に応じてテーマごとに絞り込んでいったという流れは比較的わかりやすいのですが、最初からテーマごとに部会をつくって議論して、うまくいくのかと懸念しているのですが、いかがでしょうか。

芦田委員長(委員会)

テーマ別部会で議論を深めて、その成果を流域別部会に報告して流域別部会で総合的に検討して頂くというように、テーマ別部会と流域別部会とをうまく並行して、総合的に機能するようにしたらどうかというイメージを持っています。従って、テーマ別部会で先行して議論しておき、そこで出てきた成果を流域別部会に報告して頂き、それを流域別部会で再び総合的に議論するということです。そういうテーマ別部会、或いは流域別で検討した成果を、最後に委員会にフィードバックして委員会で決定すると思っています。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

今後は拡大委員会のスタイルで話し合っていくことになるわけですが、そうしますと意見が分散してしまいます。意見をどのように集約していくかを考えておかないと、いろいろな意見は出るが、なかなか集約しにくいということになるのではないかと思います。

そういった意味では、今おっしゃった体制はよくわかるのですが、審議のための時間がたっぷりあるわけではないという状況の中で、実際にうまく運営できるのかという懸念があるわけです。

芦田委員長(委員会)

何か良い方法がありましたら、ご提案をお願いしたいと思います。

塚本委員(委員会・淀川部会)

1つの方法としては、所属していない部会にも、委員として参加できる体制、つまり、もしA、B、Cという部会があれば、Bの人がAに行ってもよいというような状況をつくらないといけないと思います。ですから、関心のあることには、やはりそれに対してテーマを持つ

ている方が、その折々に出席して参加していくというのは、より具体的に意見を集約していく方法ではないかと思います。

芦田委員長(委員会)

そのように考えているのですが、テーマ別部会で議論していきますと、議論が分かれてしまう可能性があるわけです。従いまして、塚本委員がおっしゃったように、いろいろな人が自由に部会に参加できるように、開かれた形でやっていきたいと思っているのです。

村上委員(琵琶湖部会)

1つ前の議論に戻ってしまうことになるのですが、部会の委員も委員会委員になって拡大委員会という形でやろうということになりました。私は勘違いしていて、てっきり部会がなくなるものだと思っていましたのですが、流域別部会ではきちんとその地域で総合的に議論し、そこに横系を通すようにテーマ別部会でも議論するという形でやっていくなら、全体の意思決定はやはり今までのように比較的少人数の委員会でやって頂く方が議論はスムーズに進むのではないかと思います。先ほど、全員を委員会委員にするということになりましたが、もしもう1度考えられるのであればと思って発言させて頂きました。

山村委員(委員会)

拡大委員会になりますと、議論の集約が非常に難しいということです。要するに各部会が縦割りになってしまいうわけです。ですから、横で整理してまとめて拡大委員会に持っていくための機関が要るのではないかと思います。

寺田委員長代理(委員会・淀川部会)

部会の委員の皆さまも、お帰りになったら規約をもう一度再確認してもらいたいと思います。先ほど決まりましたように部会だけの委員というのはなくなって、全員が委員会を構成する委員になるのだというところで規約の部分が変わりますが、これは次回の委員会でお諮りをして承認という形をとると思います。それに伴って、規約の中に部会というものについての規定がありまして、現在は琵琶湖と淀川と猪名川という3つの部会があるわけですが、それとは別個にテーマ別部会も次回に確定され、その部会が新たに規約上できることになると思います。部会は、委員会と同じように、審議も全て公開、議事録も全部公開です。従って、委員の皆さまは流域別部会とテーマ別部会のどれかの、最低限2つの部会の委員にならなくてはならないということです。それから、先ほど塚本委員が言われたように、テーマ別部会の幾つかに出たいという方は、それは参加できるようになると思います。それから、もちろん部会相互間と言いますが、単なるオブザーバーではなくて、出席をして発言することもできるようにもなると思います。要は、2年間に渡る皆さま全員の学習の成果を踏まえ、短期間の中に示される原案に対して、迅速かつ確かな議論をしていこうということです。そのために当面は、深い議論をするためにテーマ別に議論していこうではないか、そして、地域の特性に関わる部分については流域別部会で議論をしていこうということです。これから

また2年間かけて議論するというわけにはいきませんので、原案に対してはなるべく早い時期に委員会の一番の務めであります最終報告をしないとイケませんから、それをやるための方法としては、今日ご提案の皆さまの意見に出ますようなものを、できるだけ早く発足をさせるということが大事ではないかと思えます。

最初にも申し上げたように、委員会と部会とワーキングには規約がありますので、もう一度ご確認をしておいて頂きたいと思えます。

村上委員(琵琶湖部会)

確認したいのですが、運営会議にはテーマ別部会の部会長と部会長代理も加わることになるのですか。

芦田委員長(委員会)

その点は、まだ議論しておりません。

村上委員(琵琶湖部会)

わかりました。もしそうであれば、山村委員が先ほどおっしゃったような横軸で調整する場になるのではないかと考えていました。それが妥当ではないかと思えます。

芦田委員長(委員会)

運営会議も、そのように編成替えをする必要があるかもわかりません。しかし、それはまだ議論しておりません。

それから、テーマ別部会で、どういうテーマを幾つ設けるかということにつきましても、皆さまのご意見をお伺いした上で決めたいと思っています。あまり時間がありませんので、今日ご意見をお伺いできれば、それに従って決めていきたいと思えます。いずれにしましても、委員の皆さまには流域別部会とテーマ別部会の2つに入って頂くという格好になると思えます。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

趣旨はおおむねわかるのですが、本当にうまく議論が噛み合っていくのか、どうもすっきりしないのです。テーマ別部会で取り扱うテーマについて、委員の方がご意見を出されていまして、それを見ると委員によって必要だと考えているテーマも違うのです。こういう状況の中で、一体どのようなテーマを設けて議論していくのかを整理して頂かないと、まとめにくいのではないかと思えます。

本多委員(猪名川部会)

流域別部会とテーマ部会ということですが、何を流域別部会の議論として、何をテーマ部会の議論とするのかを整理しないと駄目だと思います。

芦田委員長(委員会)

そうですね。

本多委員(猪名川部会)

それともう1つは、今後はいくまでも河川管理者が出されます原案についての審議です。ですから、資料3-2や資料3-1-2に基づいて、この項目はこのテーマ別部会で審議した方がよい、何ページのこの項目については地域別部会で審議した方がよいということを最初に考えておいた方がよいと思います。

例えば水上バイクの問題は、猪名川ではあまり問題にはならないけど、淀川では問題になっているだろうということになると、これは淀川部会なり琵琶湖部会で議論して頂いた方がよいだろうということです。項目によって、これは流域別部会で、これはテーマ別部会でということで、その中から幾つか関連したものをKJ法でまとめて頂いて、3つか4つくらいのテーマ別にして頂いたら、それぞれの部会の役割というものがはっきりするのではないかなと思います。

芦田委員長(委員会)

その通りだと思います。テーマ別部会と流域別部会の役割分担を決めておく必要があると思います。流域別部会につきましてはその地域特有の議論をして頂くということで、テーマ別部会については全体を横断的に議論するということになると思います。従いまして、あまり細かいテーマではなくて大きいテーマで、例えば環境のテーマ、それから治水・防災、利水・利用、住民意見反映や住民参加の問題やソフト面の問題という4つくらいを考えて、共通の議論をしたらどうかと考えているわけです。

細川委員(猪名川部会)

先ほど、全部のテーマに興味があったら全部のテーマ別部会に出なければいけないのかなということを言っていたのですが、これからのやり方は、別の部会の人間が所属してない部会に出席する場合に、同じように意見を言う立場で出席すると思ってよいのでしょうか。

芦田委員長(委員会)

そう思っているわけです。

細川委員(猪名川部会)

ありがとうございます。もう1つ。全部の部会に出席するというのは多分無理だと思います。しかし、今回はこういう話し合いをする、それなら是非行きたいという場合もあると思います。何日に開催されるというだけではなくて、そこでどういうことを検討する予定だということまで知らせて頂けたら、参加しやすくなるのではないかなと思います。

芦田委員長(委員会)

そうですね。できたら、そういうふうにやりたいと思います。

塚本委員(委員会・淀川部会)

先ほどの私の提案をもう少し付け加えれば、A、B、Cという部会があれば、Aをある程度やった時にBやCの方たちがそれに対して意見を言う、或いはBがCにというローテーションですね。そういうやり方もあると思います。これからはもう少し本音に近いところで話ができるようにしていった方が、よりよいものが、或いはよい質疑応答が河川管理者とできると思っております。

畑委員(猪名川部会)

審議の方法に関しましては、まず河川管理者の方から河川整備計画原案が出てきますので、全員が拡大委員会のような1つになるということであれば、原案に関して文書なり何なりで先ず全般にわたって意見を求めて、それを基にして審議をしていかないと全体象が見えにくく、問題点が共通のものになりにくいと思います。それぞれ部会で従来のように分散的にやっていたのでは、時間もかかりますし、やはり具体的な提案について問題点を明確にした上で議論するというのが一番早く事が進みますし、目的にもかなうところではないかと思いません。

芦田委員長(委員会)

今のご意見は、テーマ別部会をつくる必要ないということでしょうか。

畑委員(猪名川部会)

いえ、決してそうではないのですが、先ほど本多委員や細川委員がおっしゃっていましたように、テーマ別部会、或いは地域別部会の役割は、河川管理者の原案というのが大もとになって生じてくるものですから、それぞれの守備範囲の問題点を明らかにしつつ集中的に議論することではなからうかと思えます。

米山委員(委員会・猪名川部会)

本日プレゼンテーションして頂いたものについて、討論するための部会を開催するというのも1つです。その部会でこれはテーマ別部会に回した方がよいというように選別もしておいて、それをテーマ別部会に渡すということで、それぞれのテーマごとの部会で議論して頂いて、もう一度委員会へ持って帰るという仕掛けを考えたらよいのではないかと思います。ですから、2月24日の拡大委員会の前にもう1度部会をやってもよいかもしれません。

ですから、部会は最初と最後にやることにして、あとは、それぞれのテーマ別部会で議論するという形にすればよいと思います。より具体的に言いますと、2月から3月の初めくらいまでは流域別部会中心で、3月から4月はテーマ別部会でやって、それを総括していく形で、先ほどの運営会議では8月という話もあったのですが、できれば7月末くらいをデッドラインに想定しておけばよいのではないかという考え方であるのです。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

皆さまの意見交換を通じて、少し見えてきた感じがしているのですが、先ほど芦田委員長がおっしゃった環境、治水、利水・利用、それから住民参加の4つくらいのテーマ別部会で進めて頂いてよいと思います。

ただ、従来から会議のとりまとめを庶務にして頂いているわけですが、概要報告では物足りない部分があるわけです。部会、或いは委員会の意見を十分に反映してないような部分もありましたので、こういう形で部会の運営を進めると庶務の仕事がハードになっていくのではないかという懸念もあります。そういったところをどうフォローしていくかも考えて頂いて、4つのテーマ別部会でやって頂ければと思います。

芦田委員長(委員会)

ありがとうございました。テーマ別部会を設けて、それを効率的に運用していく方途をこれから考えなければいけないと思います。

そうしますと、次回の委員会で、どういうテーマを設定するか、だれがどのテーマ別部会に所属するかを決める必要があります。従いまして、できるだけ早い段階で庶務の方からお聞きしますので、4つの部会を設けるということで、どれに参加するか第1希望、第2希望くらいを出して頂いて、運営会議で相談して、次回の委員会で決定するという段取りにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

今本委員(委員会・淀川部会)

河川の問題を扱う場合、テーマ別に検討するという事は確かに必要だと思いますが、その一面で、やはり総合的にも検討しなければなりません。ですから、例えばテーマ別に分けて2時間検討して、その検討が終わった後、また一堂に集まって拡大委員会を開くというような方式でやることは可能でしょうか。

芦田委員長(委員会)

それは考える必要があると思います。テーマ別に分けるのは、論議しやすいのはよいのですが、おっしゃったように欠点もあるわけです。総合的な議論が抜けるおそれがあるということです。そこをどのようにカバーするか。そのためには、テーマ別部会に他の部会の委員が参加して自由に発言して頂くというのがそれですし、部会長と部会長代理を決めて頂きますから、その人たちが他のテーマ別部会に参加して報告して頂く等、いろいろ考えていく必要があると思います。

今本委員(委員会・淀川部会)

4つのテーマ別部会をそれぞれ5回すれば、それだけで20回になるわけです。すべてを別々の日に開催するのは不可能ではないかと思います。ですから、会場が確保できるかどうか

わかりませんが、同じ日に開催すれば瞬時にして皆さまが同じ情報を共有できるというメリットがありますので、是非ご検討頂いたらと思います。

芦田委員長(委員会)

それはよい案ですね。

米山委員(委員会・猪名川部会)

先ほどの運営会議でその点も多少議論したのですが、次の委員会が2月24日ですね。その時は最初にいろいろな点を議決頂いた上で、それぞれのテーマ別部会に分かれて部会長と部会長代理を決めて、そこで大体こんなことをやりましょうということを決めて、もう一度全員が集まって議論してはどうだろうという話になっていました。

今本委員(委員会・淀川部会)

わかりました。賛成です。

嘉田委員(委員会・琵琶湖部会)

国際会議で使われる方法なのですが、数十名の方で個別の議論をしながら、全体をまとめていくシステムとして、大きな部屋に個別のテーブルをつくって最初に2時間くらい個別に議論して、その後、代表者が皆の前で結果を持ち寄って、その時点でまだ個別の部会から議論したい人は参加するというような形の空間配置なりができると思います。目に見えるまとめの仕組みをつくるのが大事だと思います。それは物理的かつ心理的に目に見える仕組みをつくるという意味で、最近の国際会議でなされているような方法を少し工夫したらどうでしょうか。

芦田委員長(委員会)

是非検討したいと思います。

塚本委員(委員会・淀川部会)

私も全面的に賛成です。手前みそではありますが、先ほど、子ども水フォーラムの資料を配らせて頂きましたが、ここでもいつもセクションを決めているいろいろやっているのですが、それでも駄目なので一度全体でどのように集約していけるかなという方法も考えているので、是非ご参加願えればありがたいと思っております。

細川委員(猪名川部会)

猪名川部会は14名程度の委員しかいませんので、以前にワーキンググループに分かれた時にも各ワーキングに参加できるのは1人か2人というような状態になってしまいました。やはり基本的にはテーマ別部会に必ず流域別部会のメンバーがどなたか入っているというのが望ましいと思いますが、猪名川部会の場合は、その人数の確保自体がとても大変なとこ

るがあります。例えば委員の拡充とか、他の流域別のメンバーから手助けして頂くというか、そういうことも考えて頂けたらと思います。

芦田委員長（委員会）

それは考えていく必要があると思います。

山本委員（淀川部会）

議論をずっと聞いていまして、ちょっと違う視点で意見を言いたいのですが、これからの住民参加とか意見聴取といった意味でいえば、私は部会の専任委員でしたから今まで何度か申し上げていたように、他の部会でやっている議論がわからない、全体が見えないというのが、やはり委員としての責任を全うしていく上で難しいというか、苦しい部分がありまして、自分の頭で考えて行動して参加していくためにはたくさんの情報が必要です、その場を断ち切ってほしくなかったというのがあります。これからの運営のやり方には非常に期待をしている部分があります。

情報が皆さまに行き渡るようなやり方や、先ほど嘉田委員から出ましたように、あちこちで議論したことを一堂に持ち寄って、またそこで、興味ある部分とか詰めていかなければいけない部分というのを議論していくのは、情報弱者にならないために必要な手段だと思えます。この委員会が終わり、その後、住民が入って整備計画をフォローしていく委員会が河川管理者の方からも提案されていますが、そういった段階になった時にプラスになるような実験的な試みというのをやって頂きたいと思えます。

芦田委員長（委員会）

どうもありがとうございました。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

テーマを4つということをお話しになりましたが、河川管理者から出ている説明資料の目次にもダムがありました。それから、一般の方からもダムに関するご意見が非常に多いのですね。河川の問題でダムというのは現実にあるわけです。「原則として建設しない」ということは提言しましたが、既設のダムの問題を今後どういう形で改善していくか、或いはまたダムにかわるものをどうつくっていくかというような問題もあるでしょうし、ダムの問題というのが説明資料第1稿の目次の中でもきちんと書かれている以上、ダムの部会はつくって頂きたいと思えます。

芦田委員長（委員会）

流域別で検討して頂ければよいと思います。もちろん流域別だけではありませんで、環境と治水と利水に関わっていますから、それぞれの環境、治水、利水のテーマ別部会の代表者が流域別に行って一緒に議論するという形もあると思います。ですから、それは流域別とテーマ別部会をフルに連動させて議論していく必要があるのではないのでしょうか。

三田村委員(委員会・琵琶湖部会)

今後の審議の体制についての議論が終わりつつあるようなので発言させていただきます。私どものワーキンググループは、住民意見をいかに反映させていくのかという宿題を頂いております。まさに今の議論と関係していると思います。委員間でも難しいのに、一般住民の意見をいかに反映して真の意見を頂くのかは非常に難しいと思います。そういう意味では、ここでご発言された方を含めまして、まずどのような反映方法がこの流域委員会の中であり得るのかというのを私どもにご提示して頂ければありがたいと思います。

塚本委員(委員会・淀川部会)

私は倉田委員と逆なのです。ダムの問題というのは、専門化してやってしまうと、逆に本質を忘れるのではないかと思います。というのは、ダムの問題というのはいろいろな問題を含んでいるのです。どのようにそれを調整していくのかというテーマとして持つ方が、私は有効だと考えます。

川上委員(委員会・淀川部会)

私も塚本委員と同じことを申し上げようと思ったのです。ダムの問題というのは、ダムの部会というのを設けるのではなくて、環境、治水、利水のそれぞれの部会で検討して、最終的に委員会で決定すればよいと思います。

今日の資料4の最後に、原案の検討システムということで提案をさせて頂いているのですが、先ほど三田村委員からどのように住民の方の意見を聴取するかということについてご発言がありまして、前回の委員会で、嘉田委員と三田村委員の方から意見聴取の方法についてのいろいろな提案がありました。ただ、おふたりの提案は開催頻度も高く時間もかかって、大変綿密な意見聴取ができるのだと思いますが、原案の検討の中ではかなり無理があるのではないかと思います。一応原則的な考え方を提案をさせて頂いたわけです。

と振ってある順序になるわけですが、1月17日に提言を河川管理者に提出をいたしました。これに対してまだ原案は出てきておりませんが、その説明資料というのが出てきておりまして、今後3番4番と進んでいくわけですが、調査研究、意見聴取等の必要性が発生した場合は、この委員会が直接自治体や住民の方々に意見聴取をするということではなくて、原則河川管理者が、この一番右の端にある調査、或いは住民NPO、他省庁、自治体、研究機関等に聴取をされまして、それを委員会の方に報告をしてもらう。しかし重要課題が出てきた場合には、一番下の のように、委員会が直接調査を行う、住民やNPOへの意見聴取を行うという場合もあるということで、こういうことを今後の意見聴取の原則として、もちろん例外はあるわけですが、進めたらどうかと思っております。

芦田委員長(委員会)

たくさんの意見をありがとうございました。テーマ別部会についてはいろいろな意見があ

りますが、これは次回2月6日の運営会議で議論したいと思うのです。お任せ頂けるでしょうか。今日の皆さまのご意見を踏まえて、どういうテーマを設定するか、運営会議で議論したいと思います。それを次回の2月24日の委員会で提案して決定したいと思います。よろしくをお願いします。

所属委員の決め方ですが、原則として1人1流域部会に所属する、また流域別部会の他にテーマ別部会に所属するというので、それについてはどういうテーマを決めるかを決め、委員の皆さまからのご希望を聴いて、最終的に運営会議が中心になって調整を図らせて頂くということです。そして2月24日、委員会に提案して、その時には部会長、部会長代理を決めます。同時に規約も改正する必要がありますから、その規約改正を2月24日に行うというスケジュールにしたいと思います。そういうことでよろしくをお願いします。

米山委員(委員会・猪名川部会)

運営会議で詰めておけばよかったのですが、現在のところ開催が決まっているのは委員会だけになっているのです。部会の開催についてはスケジュールがありません。できれば、それぞれの部会をもう一度開催する必要があるのではないかと思います。琵琶湖部会は開催されると聞きましたが、淀川部会も今のところはないようです。猪名川部会としてはできれば、余野川ダムのことがありますし、河川管理者の説明資料を猪名川部会として詰めてみるということをやった方がよいのではないかと思います。

芦田委員長(委員会)

それは部会にお任せしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

塚本委員(委員会・淀川部会)

今日、河川管理者との質疑応答が途中で終わりました。もっと詰めたいところがあるので。例えば準用河川をどうするのかというような問題がありますので、次回の委員会で河川管理者と質疑応答をさせて頂きたいと思います。

芦田委員長(委員会)

それにつきまして、先ほど申しましたが、河川管理者への質問をできるだけ文書で出して頂きたいと思います。それに対して次回の委員会でお答え頂くというようにしたいと思いません。できるだけ質問を河川管理者の方にお寄せ頂きたいということです。

田中委員(猪名川部会)

米山委員からもお話がありましたが、淀川部会も次回の運営会議までに一度開催するよう提案したいと思います。よろしくをお願いします。

本多委員(猪名川部会)

4つか5つかテーマ別部会を提案して、どこへ所属したいかを聞くということでしたが、

環境の部会であるとか利水の部会とかということだけではわかりにくいと思いますので、できましたら、説明資料第1稿のどの部分を主に議論する部会なのかがわかるようにして希望を聞いて頂けますと、委員も希望を出しやすいかと思います。

芦田委員長(委員会)

わかりました。それでは、この辺りで一般傍聴者の方からご意見をお伺いしたいと思いません。

傍聴者(志岐)

志岐常正と申します。どうしても発言したいことが2つあります。

1つは、1月18日の提言説明会を聞いて非常に感激したのですが、その時の提言の説明内容と今日の河川管理者の説明内容は全く反対のものであると言っても過言でないと思います。

具体的に申しますと、河川管理者の資料の説明がされました。或いはこれからもいろいろ原案が出てくるということです。これに基づいて検討するという発言が委員から出ましたが、これは前回の委員会からの説明とは全く違います。私は前回出されました説明の延長というか、その具体化ということで、委員会で検討頂きたい。これが1点です。つまり前回と乖離があるということです。

芦田委員長(委員会)

今の件は審議することにしております。

傍聴者(志岐)

補足しますと委員会の持ち方ですね、部会とか、その辺に関しては、別に意見を言っているわけではありません。今後のことを考えるに際して、一般論として一番大事だと思うことを申しました。

今の点につき、その理由を第2点として申しますが、実は河川管理者からの説明を見ますと、重大な盲点があります。江頭委員がおられるからでしょうが、河床変動ですね、或いは川は水だけが流れているのではない、物が流れている、生物がいるということは大きく指摘されておりましたが、その視点は河川管理者からの説明の中には、全くといってよいほど出ておりません。お気づきだった方もあると思いますが、川というものを扱う時には必ず出るのは、扇状地とか、自然堤防、後背湿地帯とか、或いは三角州地帯とか、こういう言葉が一切出てこないのです。河床だけが問題なのではありません、碎屑物ですね、先ほど流砂という言葉が出ましたが、こういう物が流れていてかつ堆積をする、浸食をするというようなことが殆ど意識されていないということを意味すると思います。いうならば、学問分野でいえば自然地理学的な、或いは地質学的な視点が皆無であると思われる。これはある意味で仕方がないですね、これまでの河川の捉え方がそうだったのですから。

そういう盲点がありますから、そこで先ほど申しましたように、今日説明された河川整備

計画でなく、この水系流域委員会の提言ですね、これに基づいてその具体化をして頂きたいと思えます。

芦田委員長(委員会)

ご発言の内容は十分我々考えているところですので、ご安心頂きたいと思えます。

傍聴者(藤田)

大津市の藤田政治です。資料3-2の18ページを開けて下さい。この34で大津放水路が書かれてないのです。説明資料第1稿には第1期はやると書いてあるので、抜けているのではないかと思えます。大津放水路の第2期はやらないのですか。お聞きしたいと思えます。

それから2点目は住民意見の聴き方なのですが、先般聞いた話では、河川管理者は1回しか意見を聴かないという感じで提案しているのですが、2回3回と聴いて意見を集約する必要があると思えます。1回だけでは、十分意見を計画に反映できないと思えます。1回目やって、あなた方の意見はこのように反映しましたと、2回目で報告して、さらに意見がありますかというのを聴いて、3回目にはあなた方の意見はこのように取り入れて変更しましたという具合にやっていくべきだと思えます。流域全体での住民の意見聴取というのは最低3回必要だと思えますが、河川管理者の方は1回きりでよいと思っているのですか。それとも2回3回実施するという意見を持っておられるのでしょうか。その辺ちょっと聞きたいと思えます。以上です。

芦田委員長(委員会)

住民の意見の聴き方につきましては、委員会も責任持って提言しようということにしておりますから、それを参考にされるのではないかとはい思っているのです。

河川管理者(近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本)

今日ご提案いたしました資料3-3は、取り敢えず第1回目として、住民の方に広くこの説明資料を説明するというご説明いたしましたので、我々は流域委員会からのご指導も仰ぎながら、さらに、ここまでやれば十分ではないかというところまでやっていきたいと思っております。

傍聴者(藪田)

私は宇治の世界遺産を守る会からやってきました藪田秀雄と申します。

私たちの意見は参考資料1にあります。緊急のお願いを流域委員会へ出させてもらいました。と言いますのは、天ヶ瀬ダムは環境へ大きな影響はないという発言がなされたという地元新聞での報道がありましたので。天ヶ瀬ダムの1,500m³/s放流問題があるのですが、これは環境への大きな影響があるのです。地元では大きな問題になっているのです。

河川管理者の説明資料の中(14ページ)に「長期にわたる琵琶湖の浸水の被害を軽減するため」とあるのですが、実際その「長期」の物差しは何なのかという問題です。先日、琵琶湖

琵琶湖工事事務所の方からお聞きしましたら、一番新しい浸水では13日間元に戻るのにかかったと、それがこの1,500m³/s放流をやれば13日間が10日間になるというお話だったのですね。つまり3日間縮めるためにそういうことがやられるという点について私たちは非常に大きな疑問があると思っています。というのは宇治川問題というのは、宇治における環境、景観の背骨であるというのが宇治の景観審議会の議論でもなっているところなのですね。そこが大きく景観が破壊されているという問題が1つあります。ですから一体どういう効果を期待して、このようなことをやるのかというのが非常に疑問で、意見が相容れないということが1つあります。

それから、ここの中(資料14ページ)で、「天ヶ瀬ダム再開発見直しの検討結果及び下流の破堤対策の進捗を踏まえて、河道掘削を実施する」と書かれているのですが、実際のところは、この河川掘削に関わる関係工事がどんどん毎日進行していて、亀石というところの景観が壊されているという状況があります。ですから本当に検討するのであれば、まず今やっている工事を一たん中止をして、検討した結果どうするのかということをやらなければ、皆様の意見は聴きますが、しかし工事をやることはやってしまいますよということでは、本当に住民の意見を聴いていると、或いは聴くということにはならないのではないかと思います。私たちは、川というのは生きています。単なる水路ではないという考えを持っています。ですからそこに生きています。或いはその景観、或いはそれに関わっての、例えば漁業とか、いろいろな暮らしを営んでいる、そういう関係全体があるわけで、その意見をきちっと反映させる必要がありますし、やはり納得できるようにきちっとしていく必要があるのではないかと思います。ですから、今宇治で進んでいる状況というのは、すくとんと納得できる状況でない中で物事がどんどん進行してしまっています。そしてそれは、やはり取り返しがつかない状況が進行していることに私たち非常に懸念を持っているということで、先般非常に粗っぽい文章で申し訳なかったのですが、お願いの要請を出させて頂いたという状況です。

ですから、河川管理者に対しては、まずその検討を終えるまでは、それほど急ぐ工事ではないことをやっておられるので、やはり中止すべきだと思います。但し、そのやっている工事は、非常に景観破壊は大きなものがあるということだけ言って、お考えを聞いておきたいと思います。

芦田委員長(委員会)

今の件は十分これから審議の対象として議論すべき問題だと思います。しかし亀石の景観については、淀川工事事務所も非常に力を入れて、検討委員会を立ち上げてやってきているわけですね。ですから、その中で全然ほったらかしにしているわけではないということだけは言っておきたいと思います。

傍聴者(野村)

関西のダムと水道を考える会の野村です。

これから流域別とかテーマ部会をされるにあたりまして、ひとつお願いしたいことがござ

います。我々市民、或いは市民グループが会議を傍聴させて頂きまして、最後に少し時間を頂いて意見を言わせて頂く、或いは意見書という形で出させて頂いて、それを配布資料の中に入れて頂いているということがあります。ただ、こうずっとやってきまして思いますのは、反応がないというのが実感です。中には意見書の中をよく見ますと、どこかの市長がある意見に対して反論をまたされていると、そういう意見書が載っているというのもございますが、しかし全体としましては、我々が言った意見に対して、委員の方がどう感じられたのかとか、或いは行政の方が、いや、そこは間違っているよとか、そういうような反応というのが殆ど感じられておりません。ですから、今後新しい形にされる場合には、その辺の配慮をできるだけお願いしたいと思います。

1つの案としましては、この傍聴者発言の機会を2回にして頂いて、途中で一度入れて頂き、それについては委員の方なり行政の方なりから、ご意見があれば、その時に聞かせて頂くと、そういう形をとって頂けたらどうかと思います。よろしくお願いたします。

芦田委員長（委員会）

おっしゃるように、傍聴者からの発言についてこちらがアクションしてないということはあると思います。その点は反省すべき点だと思います。しかしながら、今までたくさん貴重な意見を頂きまして、それがこの計画の作成、提言の作成にどのように有効に活かされたかということは今整理しておりますね、その整理した資料ができ次第、皆さまのところにご連絡したいと思っております。確かに委員会の運営について今後考えていくべき点多々あると思いますので、いろいろ反省するべきところはあると思います。どうもありがとうございました。

傍聴者（馬杉）

滋賀県の大津市から参りました馬杉と申します。

先程、河川管理者が説明されました「淀川水系 河川整備計画 策定に向けての説明資料」を読ませて頂いておりますが、15ページの半カッコ4の「大津放水路」建設事業について、少し意見・要望を述べたいと思います。

私は、放水路に関係します「堂の川」の直ぐそばで、生まれ育って72年になります。家の近くには、JR「膳所駅」もあり、国道1号線が走っております。

水には大変恵みも受け、また被害もこうむってまいりました。当時の「堂の川」は、川幅は狭く、自然のままでした。昔から、夏の夕立くらいの雨でも、河は増水し堤防が破れて、その都度、家屋の浸水被害で大変でした。

さて、大津放水路は、平成4年度に国の事業として、瀬田川から名神高速道路に沿って、大津インター近くの諸子川までの計画で進められております。工事も既に半分が来年には完成されるとのことです。

そこで、この「第1稿」では、この事業は盛越川までの「一定区間」のみが記述されておりますが、2期区間の方が、河川整備側から見れば重要な地域であることは言うまでもありません。国は、今日まで積極的に事業のPRを展開されており、また工事の紹介と、それぞ

れの「川」の過去の洪水被害の状況と、我々被災体験者の話などを掲載した「かわコミ」情報誌を流域の全世帯に配布し、住民とのコミュニケーションを図られております。今回、急に全線整備の記載がされていないことは、残念でなりません。国の方々は、私どもに洪水の恐怖を甘んじて受けると言われるのですか。逆に、恐怖から早くめぐわれるのが「河川管理者」の本来の責務ではないのですか。委員の皆様も、私たち流域住民の声を真剣に受け止め、計画どおりの事業の一日でも早く完成するようにとの意見を「管理者」に発せられるようお願いいたします。

芦田委員長(委員会)

どうもありがとうございました。時間も大分過ぎましたので、この辺りで終わりたいと思いますが、毎回たくさんご出席頂き非常にありがたいと思っております。その意見に対して答えてないではないかというご意見ありましたが、できるだけ答えるようにしたいと思っておりますし、今後もテーマ別部会、或いは流域別等、原案審議をどんどん進めていく中で、やはりご出席頂いて意見を賜りますようによろしくお願いいたします。

庶務、何かありますか。

庶務(三菱総合研究所 新田)

先ほど委員長からおっしゃいました説明資料についての質問事項については、後ほど庶務の方から委員の皆さまにお送りしますので、ご返答の方をよろしくお願いいたします。なお次回は2月24日となっております。参加の方よろしく申し上げます。以上です。

芦田委員長(委員会)

これで委員会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

庶務(三菱総合研究所 新田)

それではこれもちまして第17回委員会を終わらせて頂きたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。

以上

議事録承認について

第 13 回運営会議（2002/7/16 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1 . 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2 週間）。
- 2 . 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1 週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
- 3 . 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。